

第2次札幌市アイヌ施策推進計画

(案)

目次

第1章 計画の策定

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 背景
 - (2) 第2次札幌市アイヌ施策推進計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 アイヌ民族の先住民族としての歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) アイヌ民族の文化の始まり
 - (2) 鎌倉時代から江戸時代まで
 - (3) 明治時代以降
- 3 アイヌ民族に関する戦後の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 北海道アイヌ協会の設立
 - (2) アイヌ文化振興法の施行
 - (3) 国連宣言と国会決議
 - (4) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の設置
- 4 アイヌ民族に関する最近の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) アイヌ政策推進会議での検討
 - (2) アイヌ施策推進法の施行
 - (3) 民族共生象徴空間の設置

第3章 現状と課題

- 1 前計画の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 市民意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 課題・・ 21

第4章 基本理念と施策目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) アイヌ文化の保存・継承・振興
 - (2) アイヌ民族に関する理解の促進
 - (3) 体験・交流の促進
 - (4) 産業等の振興
 - (5) 生活関連施策の推進

第5章 具体的な取組

1	計画体系	29
2	各施策の具体的な取組	30
	施策目標 1 アイヌ文化の保存・継承・振興	30
	推進施策 1 アイヌ文化の継承と人材育成	
	推進施策 2 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生	
	施策目標 2 アイヌ民族に関する理解の促進	32
	推進施策 1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進	
	推進施策 2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実	
	施策目標 3 体験・交流の促進	34
	推進施策 1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出	
	推進施策 2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出	
	施策目標 4 産業等の振興	36
	推進施策 1 アイヌ文化のブランド化の推進	
	推進施策 2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進	
	施策目標 5 生活関連施策の推進	38
	推進施策 1 生活環境等の整備	

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	39
2	計画の進行管理	39
3	指標	40

<資料>

資料 1	札幌市アイヌ施策推進委員会	41
資料 2	意見交換会の実施結果	43
資料 3	市民意識調査の実施結果	49

※ 本計画では、説明上様々なアイヌ語を掲載しておりますが、その意味として掲載した内容は一つの例示であり、掲載した内容以外にも様々な意味や使用方法などがある場合があります。

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

平成19年(2007年)9月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。

また、同宣言の採択を受け、平成20年(2008年)6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議は、アイヌ民族を先住民族と認めることや、これまでのアイヌ政策のさらなる推進などに関する施策を講じることを政府に求めました。

この決議の後、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、アイヌ政策の基本的な考え方などに関する報告書がまとめられました。そして、この報告書に基づき、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成21年(2009年)12月、アイヌ政策推進会議が設置されました。

こうした世界や国の動向を踏まえ、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的な取組の内容などを整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、平成22年(2010年)9月、「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。そして、計画の目的として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、様々な取組を行ってきました。

本市が同計画を策定して以降も、アイヌ政策推進会議では、平成30年(2018年)12月に至るまで、アイヌ政策に関する新たな立法措置などについて、継続的に協議が進められました。そして、平成9年(1997年)7月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下「アイヌ文化振興法」)に代わる、幅広いアイヌ政策の実施に向けた立法措置として、令和元年(2019年)5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下「アイヌ施策推進法」)が施行されました。

(2) 第2次札幌市アイヌ施策推進計画策定の趣旨

札幌市アイヌ施策推進計画は、策定当時、国において総合的なアイヌ施策の推進について協議が進められており、その動向次第で計画を見直す必要が生じることから、具体的な計画期間は定めず、概ね10年間をめどとして、本市が取り組む施策などを整理しました。

アイヌ政策推進会議での検討を経て、令和元年(2019年)5月、アイヌ施策推進法が施行され、アイヌ施策に関する新たな基本理念などが示されたほか、前計画の策定から10年を経て、アイヌ施策を推進していくための環境にも変化が生じました。

こうした状況を踏まえ、計画を見直すべき時期に至ったことから、前計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)をもって終了とし、本市のアイヌ施策の基本的な考え方や具体的

な取組などを改めて整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定します。

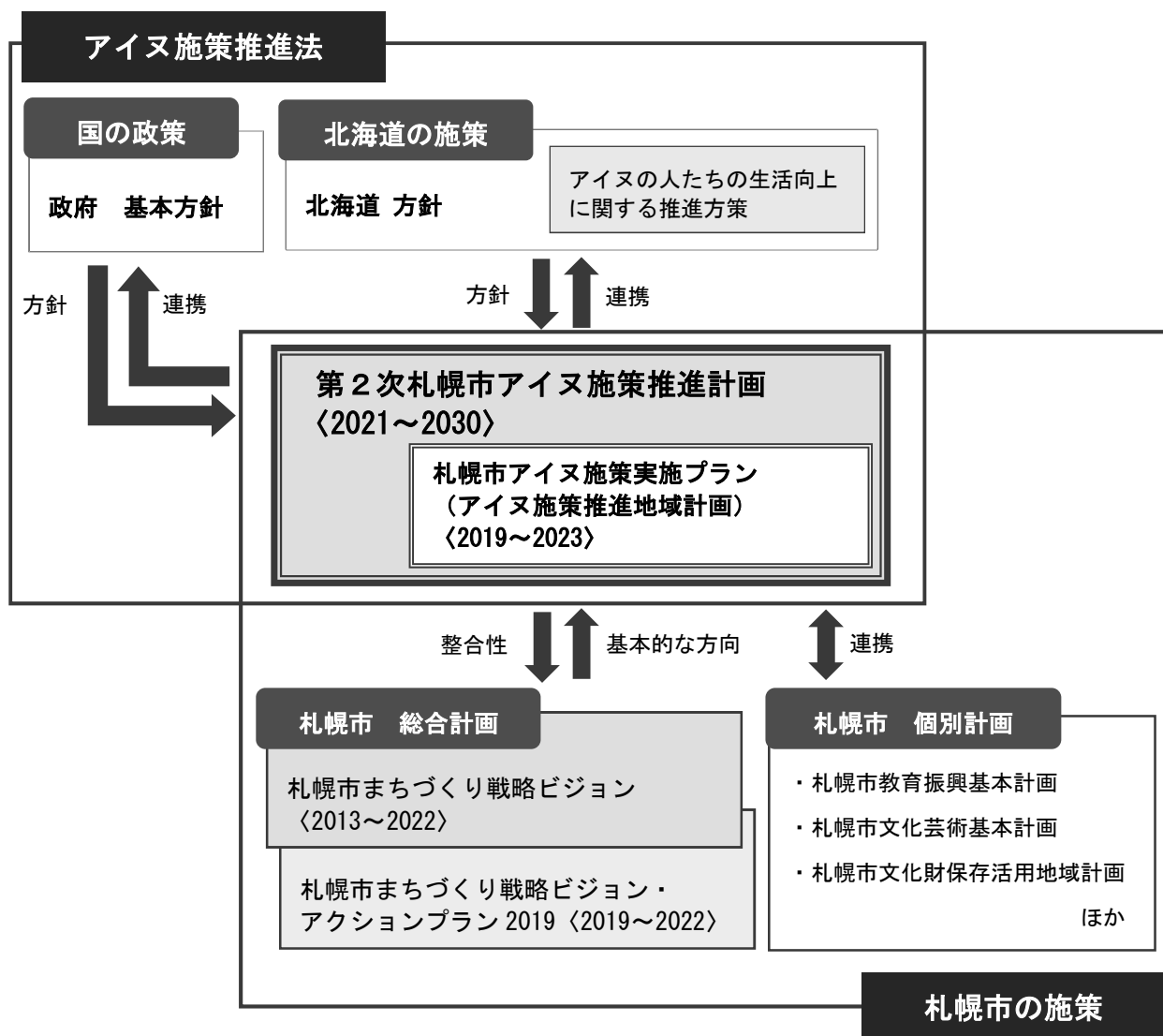
2 計画の位置付け

アイヌ施策について定めた法律や方針などを基礎として、国や北海道、本市の関係部局と連携を図りながら、本計画を推進します。

■本計画に関わる法律など

区 分	概 要
法律など	【アイヌ施策推進法】 アイヌ施策の基本理念や地方公共団体の責務などを定めた、アイヌ施策の基礎となる法律です（令和元年（2019年）5月施行）。
	【札幌市アイヌ施策実施プラン（アイヌ施策推進地域計画）】 本市では、アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策を推進するための計画「札幌市アイヌ施策実施プラン（アイヌ施策推進地域計画）」を作成し、令和元年（2019年）9月、内閣総理大臣の認定を受けました。同プランは、本計画に掲げる施策の一部を成しているため、本計画と一体的な推進を図ります。
国の政策	【アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針】 アイヌ施策推進法に基づき、政府が、アイヌ施策の意義や目標などを定めた基本方針です（令和元年（2019年）9月策定）。
北海道の施策	【北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針】 アイヌ施策推進法に基づき、北海道が、本道のアイヌ施策の目標などを定めた方針です（令和元年（2019年）10月策定）。
	【アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策】 アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上を図るため、北海道が、アイヌ施策の基本的方向や推進施策を定めた方策です（令和3年（2021年）3月策定予定）。
本市の施策	【札幌市まちづくり戦略ビジョン】 本市のまちづくりの計画体系上、最上位に位置付けられる総合計画として、まちづくりの基本目標や都市経営戦略などを定めています（平成25年（2013年）2月策定）。
	【札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019】 上記ビジョンの中期実施計画として、本市の行財政運営や予算編成の指針となります（令和元年（2019年）12月策定）。
	【個別計画】 本市の各部局が、個別に所管する施策ごとに定めた計画です。

■計画の位置付け（図）



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯

1 はじめに

平成20年（2008年）6月、国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、日本が近代化する過程で、多数のアイヌ民族が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としました。その上で、アイヌ民族を、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住する先住民族として認めることなどを政府に求めました。

この決議からおおよそ10年を経て、令和元年（2019年）5月に施行されたアイヌ施策推進法は、アイヌ民族を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」と明記しました。

明治2年（1869年）、明治政府により「北海道」と命名されるまで、この北海道の地は、アイヌ語で《ヤウンモシリ¹》または《アイヌモシリ²》と呼ばれていました。そして、アイヌ民族は、この《ヤウンモシリ》で長きにわたり生活を営み、独自の文化を築いてきました。しかし、和人の流入が進むにつれて、次第にその生活を脅かされるようになりました。そして、和人から過酷な労働を強いられ、土地政策や同化政策などにより、その文化は存続の危機にさらされるなど、長年にわたり厳しい状況下に置かれてきました。

アイヌ施策の意義を考えるに当たっては、こうした歴史的背景の理解が不可欠です。そのため、本章では、本計画の詳述に先立ち、アイヌ民族の歴史的経緯を概観します。

「北海道」という名称が、明治2年（1869年）、明治政府によって命名された背景を踏まえ、本章では、明治2年（1869年）に至るまでの北海道の名称を、「《ヤウンモシリ》（北海道）」と記載し、西暦のみ表記します。

2 アイヌ民族の先住民族としての歴史

(1) アイヌ民族の文化の始まり

北海道に人類が住み始めたのは、今からおおよそ2万5千年前とされており、また、おおよそ1万1千年前から縄文文化の時代が始まったとされていますが、人類学的な研究により、アイヌ民族の形質や遺伝的な特徴の中には、縄文時代まで遡るものがあることが明らかになっています。

そして、7世紀以降《ヤウンモシリ》（北海道）で始まったとされる^{まつもん}擦文文化の時代にアイヌ文化の原型が見られ、13～14世紀頃にかけて、現在よく知られる形でのアイヌ文化の特色が形成されていったと考えられています。

1 【ヤウンモシリ】アイヌ語で《ヤウン》は「陸」、《モシリ》は「静かな大地、国」の意。

2 【アイヌモシリ】アイヌ語で《アイヌ》は「人間」、《モシリ》は「静かな大地、国」の意。

(2) 鎌倉時代から江戸時代まで

鎌倉時代以降、和人は《ヤウンモシリ》（北海道）との交易を盛んに行うようになりました。しかし、交易の拡大に伴い、和人の移住者が増えると、1457年に、アイヌ民族と和人の初めての大規模な武力衝突となったコシャマインの戦いが起こるなど、次第にアイヌ民族と和人の間で抗争が起きるようになりました。こうした戦いは長い間繰り返していましたが、16世紀半ばには、道南の和人勢力を統一した蠣崎氏とアイヌ民族が講和（夷狄いてきの商舶往還しょうぱくおうかんの法度はつと）し、交易が続けられました。

蠣崎氏から氏を改めた松前氏は、1604年に、徳川家康からアイヌ民族との交易の独占を認める黒印状を与えられ、松前藩を興しました。そして、松前藩は家臣たちに、領地や米に代えて、蝦夷地の一定の地域でアイヌ民族と交易をする権利を与えるようになり（商場知行制あきないばちぎょうせい）、アイヌ民族は和人に有利な条件での交易を強いられるようになりました。こうした状況の中、1669年には、シブチャリ（静内）の長であったシャクシャインがアイヌ民族を結集し、松前藩に対して大きな戦いを起こしました（シャクシャインの戦い）。最終的に、和平協議の場でシャクシャインが殺害されたことにより、戦いは終わりましたが、これ以降、松前藩はアイヌ民族に対する支配を強めていきました。

18世紀に入り、和人の商人が、松前藩やその家臣に上納金を納め、アイヌ民族との交易を請け負うようになると（場所請負制ばしりょうけいせい）、商人による漁場経営の労働力として、アイヌ民族は過酷な労働を強いられました。和人の勢力が伸張し、アイヌ民族が勢力を保っていた地域でも過酷な漁場労働を強いられるようになると、1789年には、クナシリ（国後島）やメナシ（根室、標津を中心とした北海道東部）地方のアイヌ民族が和人に対して蜂起しました（クナシリ・メナシの戦い）。国後島の指導者ツキノエたちは、立ち上がったアイヌ民族を説得し、松前藩と話し合いをしようとしたのですが、戦いの指導者たちが松前藩に殺害されたことにより、戦いは収束しました。この戦い以降も、依然としてアイヌ民族は厳しい労働環境に置かれ、また病気の流行なども相まって、幕末までには人口が急減しました。

(3) 明治時代以降

明治維新に伴い、明治2年（1869年）、明治政府は蝦夷地を「北海道」と改称し、また、開拓使を設置するなど、一方的に日本の一部として本格的な統治と開拓に乗り出しました。そして、戸籍法の制定に伴う戸籍作成により、アイヌ民族は正式に日本の国民として組み込まれましたが、「旧土人」という呼称により、和人とは差別されました。一方、明治政府の同化政策として、明治4年（1871年）の開拓使布達などにより、アイヌ民族の風習は禁止の対象とされたり、日本人風の名前の使用や日本語の使用を強制されたりしました。また、明治5年（1872年）に定められた地所規則・北海道土地売貸規則じしよばいたいでは、従来アイヌ民族が狩猟や漁労、伐木などをしてきた土地であっても、新たに所有権を設定し、民間に売り払うこととされました。そして、明治10年（1877年）に制定された北海道地券発行条例では、アイヌ民族の居住地は、種類を問わず、全て官有地に編入することが定められま

した。こうした政府の土地政策が進められる中、伝統的な生業であったサケ漁やシカ猟も禁止されるなど、アイヌ民族の文化は深刻な打撃を受けました。

明治 19 年（1886 年）、北海道庁が置かれ、和人社会の構築が進められる中、明治 32 年（1899 年）には、北海道旧土人保護法が施行されました。この法律は、農業に従事していた、または従事しようとしたアイヌ民族に土地を与えることとしましたが、農地に向かない湿地や傾斜地などの土地（北海道旧土人保護法施行細則では、「未開地」と規定）が与えられたため、開墾できず土地を取り上げられたアイヌ民族が多くいました。また、教育面では、和人児童とは別の特設アイヌ学校「土人学校」が設置されましたが、日本語や和人風の習慣に沿った教育がなされ、教育内容や就学期間にも和人児童との格差がありました。

大正時代にかけて、アイヌ民族自身によって、差別に対する批判や、自立の道を模索することへの呼びかけなどが行われ、中には町や村の議員に当選する人もいました。しかし、こうした中であっても、アイヌ民族は社会の中で不利な立場に置かれ、差別されていた一方、戦争が始まると、和人との区別なく兵隊に召集されることとなりました。

3 アイヌ民族に関する戦後の動向

(1) 北海道アイヌ協会の設立

アイヌ民族への差別をなくし、和人との格差を解消しようとする活動は戦後も続けられ、昭和 21 年（1946 年）、北海道に居住するアイヌ民族による組織として、「北海道アイヌ協会」が設立されました（昭和 36 年（1961 年）、「北海道ウタリ³協会」への改称を経て、平成 21 年（2009 年）に再び「北海道アイヌ協会」に改称）。設立以降、先住民族アイヌの尊厳を確立するため、その社会的地位の向上や、文化の保存・伝承などに関する活動が行われました。平成 4 年（1992 年）には、国連の「世界の先住民の国際年」式典で、当時の北海道ウタリ協会理事長であった野村義一氏が、世界に向かってアイヌ民族の権利を訴えました。

(2) アイヌ文化振興法の施行

北海道ウタリ協会（当時）は、北海道旧土人保護法に代わる新たな法律の制定を求め、北海道知事と北海道議会議長に対する陳情を行いました。これを受け、北海道は、「ウタリ問題懇話会」を設置し、新法制定に向けた検討を行いました。そして、昭和 63 年（1988 年）8 月、同懇話会からの報告を基に、北海道と北海道議会、北海道ウタリ協会は、アイヌ民族に関する新たな法律の制定を国に要請しました。平成 7 年（1995 年）3 月、法制的問題を含め、今後のウタリ対策のあり方に関して意見をまとめるため、内閣官房長官の諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、平成 8 年（1996 年）4 月、同懇談会から報告書が提出されました。この報告書では、存立の危機にあるアイヌ文

3 【ウタリ】アイヌ語で「仲間」の意。

化の保存振興や、アイヌ民族に関する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現などを基本理念とする、ウタリ対策の新たな展開に関する提言がまとめられました。この提言を踏まえ、平成9年（1997年）7月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されました。

アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統などに関する国民への知識の普及・啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて日本の多様な文化の発展に寄与することを、その目的としました。そして、国の責務として、アイヌ文化を継承する者の育成など、アイヌ文化の振興などを図るための施策を推進するよう努めることなどが規定されました。

なお、平成9年（1997年）3月、二風谷ダムの建設工事は是非が争われた裁判について、札幌地方裁判所が下した判決は、原告の請求自体は棄却としながらも、アイヌ民族が「先住民族」であることを、国の機関として初めて認めました。

(3) 国連宣言と国会決議

平成19年（2007年）9月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、日本も賛成して採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。昭和57年（1982年）、国連人権委員会の下部機関となる人権小委員会が先住民に関する作業部会を設置して以降、採択に至るまで20年以上にわたり議論が重ねられたとともに、その間アイヌ民族も様々な働きかけを行ってきました。

同宣言の採択を受け、平成20年（2008年）6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議は、冒頭、前年の国連宣言の採択は、アイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、その趣旨を体して具体的な行動をとることが日本に求められている、としました。そして、同宣言を踏まえ、アイヌ民族を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、言語や文化の独自性を有する先住民族と認めることや、これまでのアイヌ政策のさらなる推進などに関する施策を早急に講じることを、政府に求めました。

この決議と同日、内閣官房長官は政府として初めて、アイヌ民族が「先住民族」であるとの認識を表明し、アイヌ政策の推進に向けて有識者懇談会の設置を検討することとしました。

(4) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の設置

国会での決議を受け、平成20年（2008年）7月、今後のアイヌ政策のあり方に関する総合的な検討を行うため、内閣官房長官の諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置されました。そして、アイヌ民族との意見交換や現地視察と併せて

検討が重ねられ、平成 21 年（2009 年）7 月、同懇談会により報告書がまとめられました。この報告書は、アイヌ民族の歴史や現状を踏まえ、今後のアイヌ政策の基本的な考え方として、先住民族という認識に基づく政策展開を行う必要性や、国連宣言の意義の尊重などを挙げました。そして、具体的な政策として、国民の理解の促進や広義の文化に関する政策、推進体制の整備などに関する考え方を示しました。この報告書を基に、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成 21 年（2009 年）12 月、アイヌ政策推進会議が設置されました。

4 アイヌ民族に関する最近の動向

(1) アイヌ政策推進会議での検討

平成 22 年（2010 年）3 月、アイヌ政策推進会議では、「民族共生の象徴となる空間」と「北海道外アイヌの生活実態調査」の作業部会が設置され、平成 23 年（2011 年）6 月、両作業部会から報告書が提出されました。

「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告書は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、日本が将来へ向け、多様で豊かな文化や異なる民族の共生を尊重していくため、アイヌ民族の歴史や伝統文化への国民理解の促進、アイヌ文化の復興と発展に関する中心的な拠点の必要性を示しました。そして、象徴空間が担う展示や体験交流などの具体的な機能、今後の検討課題などについてまとめました。

また、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告書は、北海道内と道外のアイヌ民族の生活実態は基本的に近似していることや、全国の状況と比較すると多くの面で格差が存在していることを明らかとしました。そして、全国の見地から生活・教育面での支援策に関し、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれる、と総括しました。

両作業部会による報告書の提出後、その趣旨の実現に向けた検討を行うため、平成 23 年（2011 年）8 月、政策推進作業部会が設置されました。同部会では、設置以降、平成 30 年（2018 年）4 月に至るまで、「民族共生の象徴となる空間」や、アイヌ政策の再構築などに関する検討が続けられました。

(2) アイヌ施策推進法の施行

アイヌ政策推進会議や政策推進作業部会では、様々な議題と合わせ、数年にわたりアイヌ政策の再構築とその立法措置に関する検討が進められました。そして、こうした検討を経て、令和元年（2019 年）5 月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを、その目的としました。

そして、この法律の規定に基づき、令和元年（2019年）9月、政府は「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。この基本方針は、アイヌ施策の意義として、アイヌ文化振興法の施行以降推進してきた文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、未来志向で施策を継続的に推進することが重要としました。

(3) 民族共生象徴空間の設置

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書は、「民族共生の象徴となる空間」の整備は、報告の考え方全体を体現する「扇の要」であり、日本が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない、多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つもの、と位置付けました。この報告書が提出された後、「民族共生の象徴となる空間」作業部会では、平成22年（2010年）3月以降、同空間の基本的な考え方などについて検討が行われました。

平成23年（2011年）8月以降は、政策推進作業部会で引き続き検討が進められ、平成24年（2012年）7月に、同作業部会からの報告などを踏まえ、「『民族共生の象徴となる空間』基本構想」が決定されました。また、平成26年（2014年）6月には、「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

平成30年（2018年）12月に至るまで、アイヌ政策推進会議では、同空間に関する継続的な協議が行われました。そして、令和元年（2019年）5月に施行されたアイヌ施策推進法は、民族共生象徴空間の構成施設の管理に関する措置や、その管理を委託する指定法人などについて規定しました。

令和2年（2020年）7月、アイヌ文化の復興や民族の共生に関する拠点として、白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業しました。アイヌ民族による伝統文化の継承・創造や、国内外の人々のアイヌ民族に関する理解促進など、複合的意義・目的を有する拠点として、今後の幅広い利活用が期待されています。

<「先住民族」とは>

「先住民族」という言葉には、これまで様々な定義が充てられており、本章に掲載した経緯の中では、以下のような定義がなされています。

■二風谷ダム訴訟判決文（H9.3）より抜粋

「先住民族とは、歴史的に国家の統治が及ぶ前にその統治に取り込まれた地域に、国家の支持母体である多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ少数民族が居住していて、その後右の多数民族の支配を受けながらも、なお従前と連続性のある独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的集団である・・・（以下略）。」

■「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（H21.3）より抜粋

「先住民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である・・・（以下略）。」

■参考資料など

書名	出版など	出版年月
「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書	—	2009.7
アイヌ民族を理解するために (平成30年度版)	北海道環境生活部／出版	2019.3(改訂)
アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料—第6集—	札幌市教育委員会／発行	2020.3
アイヌ民族：歴史と現在 —未来を共に生きるために—	アイヌ民族文化財団／発行	2019.7
対アイヌ政策法規類集	河野 本道／編 北海道出版企画センター／出版	1981.9

■参考ホームページ

名称	アドレス
内閣官房アイヌ総合政策室	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/
北海道環境生活部アイヌ政策推進局 アイヌ政策課	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm
公益財団法人アイヌ民族文化財団	https://www.ff-ainu.or.jp/
民族共生象徴空間（ウポポイ）	https://ainu-upopoy.jp/

クローズアップ

ウアイヌコロ コタン

民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）

民族共生象徴空間は、アイヌ文化の復興と発展のナショナルセンターとして、白老町のポロト湖畔周辺地域に設置されました。「国立アイヌ民族博物館」や「国立民族共生公園」を設置する区域を中核区域として、周辺の豊かな自然とともに文化伝承や体験交流を行う関連区域、アイヌ民族による尊厳ある慰霊の実現に向けた慰霊施設などから構成されています。施設内では、案内表示など、各所にアイヌ語が使用されるほか、展示は、「私たち」というアイヌ民族の視点で、「ことば」や「くらし」など、様々なテーマごとに文化や歴史などを紹介する構成になっています。

なお、同空間の愛称である《ウポポイ》は、「（大勢で）歌うこと」を意味するアイヌ語であり、一般投票を経て決定されました。また、民族共生象徴空間は、「ウアイヌコロ コタン」というアイヌ語訳が付けられており、《ウ》は「互いに」、《アイヌコロ》は「尊敬する」、《コタン》は「村」を意味します。



民族共生象徴空間（ウポポイ）の外観（イメージです）
（公財）アイヌ民族文化財団提供

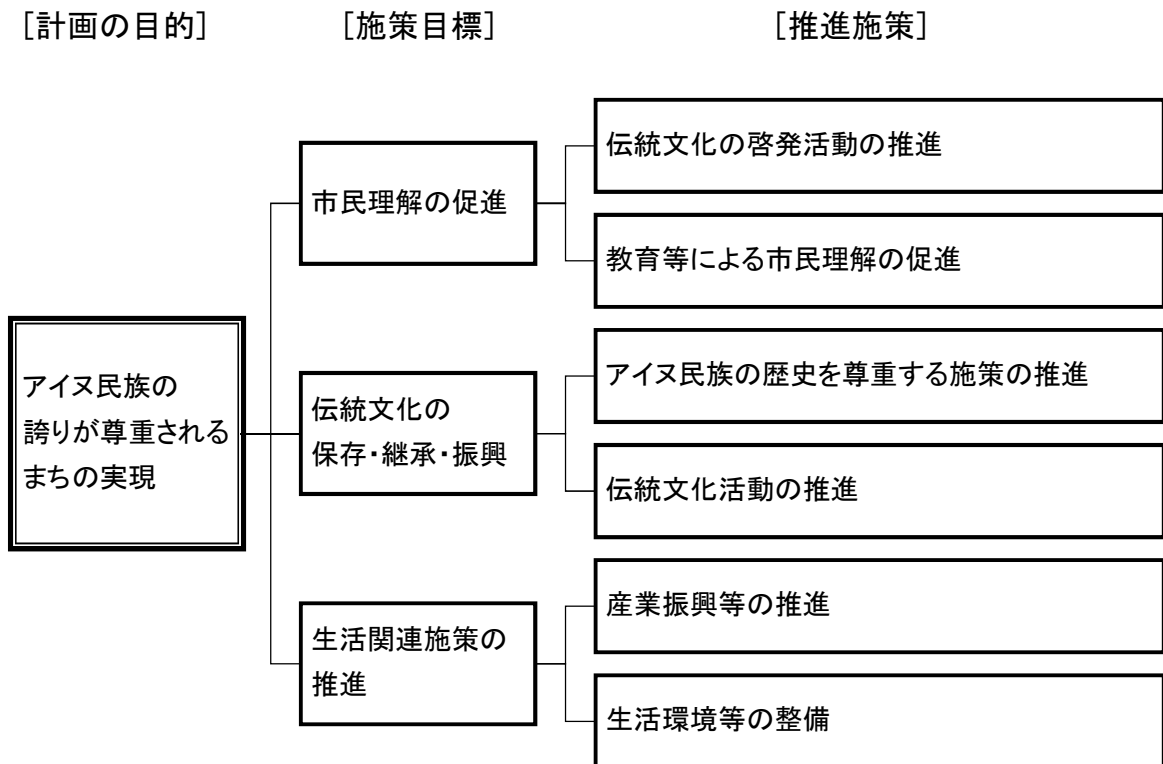
第3章 現状と課題

1 前計画の取組

平成22年（2010年）9月、概ね10年間をめぐり、本市が取り組むアイヌ施策の基本的な考え方や具体的な取組の内容などを整理し、総合的かつ計画的にアイヌ施策を推進していくため、「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。そして、計画の目的として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向け、これまで様々な施策を推進してきました。

■前計画の体系

計画の目的である「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向け、3つの施策目標を定め、6つの推進施策に取り組みました。



施策目標 1 市民理解の促進

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、その歴史や伝統文化について市民理解の促進を図るため、様々な形での啓発活動や、児童・生徒の教育に関する施策の推進に取り組んできました。

■推進施策 1 伝統文化の啓発活動の推進

事業名	概要
アイヌ文化体験講座の開催	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民族の伝統に基づく刺しゅうや木彫りの制作など、アイヌ文化を体験する講座を開催しました。 【年間参加者数】H22：146人 → R元：180人
アイヌアート・モニュメント ⁴ の制作・展示	アイヌ民族が制作したタペストリー ⁵ や、アイヌ民族と市民が共同制作したタペストリーを、札幌駅前通地下歩行空間などで展示しました。
札幌市アイヌ文化交流センターイベントの実施	札幌市アイヌ文化交流センターで、伝統楽器の演奏や舞踊の披露などを行うイベントを開催しました。 【年間参加者数】H22：608人 → R元：1,464人
アイヌ語に関する啓発	「イランカラフテ」キャンペーン ⁶ の推進を中心として、アイヌ語に関する啓発を行いました。
「シーニックバイウェイ北海道 ⁷ 」との連携	「札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山渓ルート」の構成団体として、エリア内の観光施設と連携しながら、札幌市アイヌ文化交流センターの利用促進を図りました。
大型イベントと連携した情報発信	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントの開催に合わせ、伝統楽器の演奏や舞踊の披露など、アイヌ民族の伝統文化に関する情報発信事業を実施しました。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ⁸ 」の設置	平成31年（2019年）3月、地下鉄南北線さっぽろ駅構内に、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を設置し、アイヌ工芸品作家の作品展示や、札幌市アイヌ文化交流センターなどのアイヌ関連施設の広報を行いました。

4 【モニュメント】記念建造物。記念碑・記念像など。

5 【タペストリー】主に壁掛けなどに用いられる室内装飾用の織物。

6 【「イランカラフテ」キャンペーン】民間企業や行政機関などの連携により、アイヌ語のあいさつ「イランカラフテ（アイヌ語で「こんにちは」の意。）」を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させる取組。

7 【シーニックバイウェイ北海道】地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら、個性的な地域や美しい環境づくりを目指す取組。

8 【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

■推進施策2 教育等による市民理解の促進

事業名	概要
ゲストティーチャー ⁹ 、アイヌ教育相談員 ¹⁰ による授業の実施	小学校や中学校で、ゲストティーチャーとして迎えたアイヌ民族や、アイヌ教育相談員により、アイヌ民族の伝統文化体験などを取り入れた授業を実施しました。
副読本 ¹¹ や民具 ¹² などの活用	アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する副読本や映像資料、民具などを教材として活用しました。
小中高校生団体体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化を体験するプログラムを提供しました。 【年間参加校数】H22：34校 → R元：55校
小中高校生団体出前体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターへの来館が困難な学校に出向き、校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供しました。 【年間実施校数】H28（開始）：9校 → R元：35校
教職員研修の実施	教職員を対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を実施しました。
アイヌ民族に関する指導資料の作成・活用	アイヌ民族の歴史などについて、指導上の基本的な考え方などをまとめた指導資料を作成し、授業などに活用しました。
市職員研修の実施	本市の新採用職員や新任課長などを対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を行いました。



小中高校生団体体験プログラムでの輪踊りの体験や屋外展示物の見学

9 【ゲストティーチャー】指導者として特別に学校に招いた地域の市民など。

10 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や教育相談業務などを行う職員。

11 【副読本】教科書の補助的教材として使用する図書。

12 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

施策目標 2 伝統文化の保存・継承・振興

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、アイヌ民族の伝統文化の保存・継承・振興を図るため、市内の遺跡の保存や出土資料の展示、伝統的な生活空間の再生などに取り組んできました。

■推進施策 1 アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進

事業名	概要
「サッポロさとらんど ¹³ 」の遺跡の保存	アイヌ民族から要望のあった「サッポロさとらんど」敷地内の遺跡を保存しました。
札幌市埋蔵文化財センターの展示の見直し	札幌市埋蔵文化財センターの展示室で、アイヌ文化期 ¹⁴ の出土資料の展示や、旧石器時代からアイヌ文化期に至る通史展示を行いました。

■推進施策 2 伝統文化活動の推進

事業名	概要
アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル ¹⁵ ）の再生	アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）をイメージして、伝承活動に必要となる植物や穀物などの自然素材の育成や、伝統文化の体験イベントを開催しました。
札幌市アイヌ文化交流センターの運営	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の民具 ^{※12} などを展示するほか、伝統文化の体験イベントを開催しました。また、館内にアイヌ民芸品の常設販売スペースを設置したほか、民族衣装を試着できる記念撮影コーナーの設置や Wi-Fi 環境の整備なども行いました。 【年間来館者数】H22：47,586 人 → R 元：58,241 人
札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度 ¹⁶ 導入の検討	本市が管理運営を行う、札幌市アイヌ文化交流センターについて、指定管理者制度の導入に向けた検討を進めてきましたが、施設運営の効率性と、アイヌ文化に関する専門性を両立する体制の確保が整わず、前計画期間中の導入には至りませんでした。
伝統文化の担い手育成の支援	文化体験講座などの講師を勤める機会や、アイヌ民芸品販売会へ作品を出品する機会の提供などを通じ、伝統文化の担い手の育成を支援しました。

13 【サッポロさとらんど】東区丘珠町に設置した、季節野菜の収穫体験や各種講座などを行う「札幌市農業体験交流施設」の愛称。

14 【アイヌ文化期】本州の中世から近世に相当し、北海道の考古学上の時代区分として使用される名称。

15 【イオル】アイヌ語で「深山、狩場」の意。アイヌ民族が狩猟や採取を行う、生活の場としての空間。

※12 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

16 【指定管理者制度】公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る制度。

施策目標 3 生活関連施策の推進

「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上を図るため、アイヌ民工芸品を販売する機会の確保や生活環境の整備に取り組んできました。

■推進施策 1 産業振興等の推進

事業名	概要
アイヌ民工芸品販売会の開催	札幌駅前通地下歩行空間で、アイヌ民工芸品の市場調査などを行うため、アイヌ民工芸品の販売会を開催しました。 【出品者数】H22：4人 → R元：7人
アイヌ民工芸品のブランド ¹⁷ 化	アイヌ民工芸品作家や、商品製造業者などを対象とした調査を実施し、アイヌ民工芸品の商品開発など、ブランド化に向けた取組を開始しました。

■推進施策 2 生活環境等の整備

事業名	概要
アイヌ生活相談員 ¹⁸ の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族からの各種生活相談に応じるため、アイヌ生活相談員を配置しました。 【年間相談件数】H22：2,642件 → R元：1,264件
アイヌ教育相談員 ^{※10} の配置	アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の児童・生徒、または保護者からの教育相談に応じるとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化の普及啓発を行うため、アイヌ教育相談員を配置しました。 【年間相談件数】H22：671件 → R元：347件
アイヌ民族の児童・生徒への学習支援	平成24年度（2012年度）より、アイヌ民族の児童・生徒を対象として、夏季と冬季の長期休業期間に合わせ、学習支援を行いました。 【年間参加者数（延べ）】H24（開始）：20人 → R元：55人
市街地に相談・交流の場を確保	札幌市共同利用館 ¹⁹ の代替施設の確保に向け、検討を進めてきましたが、市街地に場所を確保することができず、前計画期間中の具体化には至りませんでした。

17 【ブランド】提供される商品・サービスについて、他の商品・サービスと区別するために用いられる特徴。

18 【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

※10 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。

19 【札幌市共同利用館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。

2 意見交換会

本計画の策定に先立ち、アイヌ民族の視点から見た現状を把握するため、アイヌ文化の保存・継承・振興などに関わる活動を行うアイヌ関連団体と、意見交換会を行いました。

※ 意見交換会の詳細は、巻末の資料2をご覧ください。

■主な意見

区 分	意 見
伝統文化の継承について	アイヌ語を継承する習慣がなくなっており、アイヌ語を話せる人が少なくなっている。
	若い世代が、年長者からアイヌ民族の伝統文化を学ぶ機会がなくなっている。
	アイヌ文化を継承していきたいという思いがあっても、生活を優先せざるを得ない状況にある。
	一般向けの文化体験事業はあるが、アイヌ民族間で伝統文化を継承することを目的として行われている取組がない。
	アイヌ民族であることを理由として、伝統文化の実践や継承を強要されたくない。
アイヌ民族に関する理解の促進について	生活の中で、自然にアイヌ文化に触れられる環境がよいと思う。
	アイヌ文化に関心がありながらも、関連するイベントなどの情報を得られていない人が多いと思う。
	子どもの頃から、アイヌ文化に触れる機会があればよいと思う。
札幌市アイヌ文化交流センターについて	札幌市アイヌ文化交流センターの展示に関する案内や、催事などを充実させてほしい。
アイヌ民芸品の販売について	札幌からアイヌ文化を発信するための拠点として、観光客が集まる場所に、アイヌ民芸品の販売場所があればよいと思う。
	海外からの観光客などにアイヌ文化を紹介する上で、確かな品質のアイヌ民芸品を購入できる販売場所にしなければならない。
その他自由意見	アイヌ文化と言えば特別視されがちだが、文化の違いによらず、互いを尊重できるまちななればよいと思う。
	アイヌ文化を体験する機会ができれば、アイヌ民族に関するイメージも変わってくるのではないかと思う。
	アイヌ施策に取り組む上で、意見交換の機会を定期的に設けるなど、アイヌ民族と共に考えてほしい。

3 市民意識調査

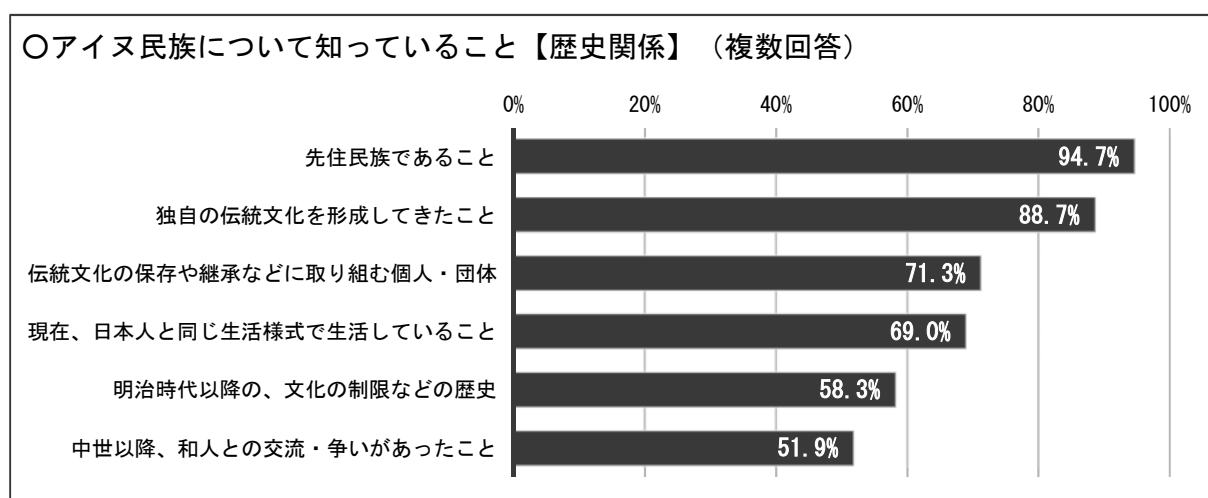
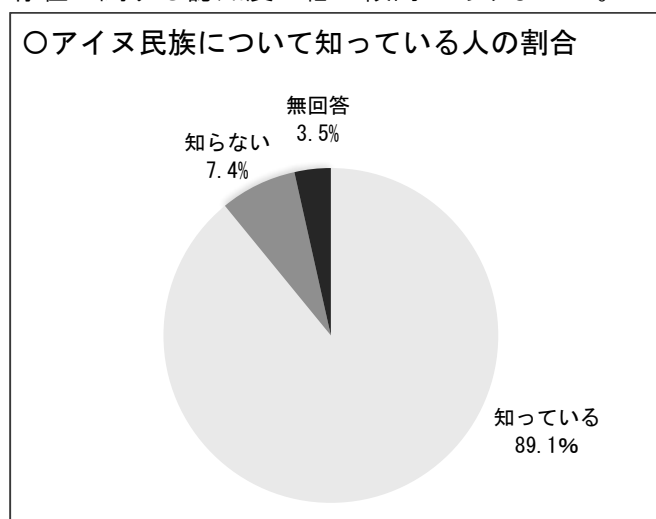
本市では、各種施策などの周知度や要望を把握し、施策推進の参考とするため、無作為に選ばれた18歳以上の市民を対象として、市政に関するアンケート調査「市民意識調査」を実施しています。

本計画の策定に先立ち、市民の視点から見たアイヌ施策の現状について把握するため、令和2年度第1回市民意識調査に際し、本市のアイヌ施策に関する質問項目を設け、調査を実施しました。

※ 令和2年度第1回市民意識調査結果の詳細は、巻末の資料3をご覧ください。

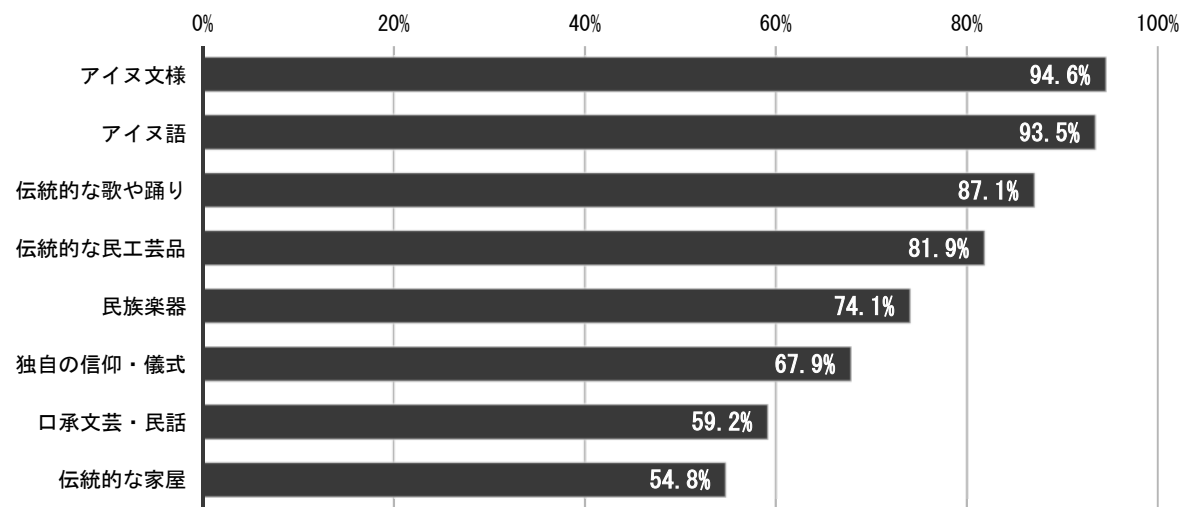
■アイヌ民族の認知度

アイヌ民族について、回答者のおよそ9割が、「知っている」と回答しました。しかし、アイヌ民族の文化的側面については認知度が高い一方、アイヌ民族の歴史的経緯については認知度が低い傾向にありました。また、アイヌ民族の伝統文化については、アイヌ文様やアイヌ民芸品など、文化そのものに関する認知度に比べ、その保存や継承を担うアイヌ民族の存在に関する認知度は低い傾向にありました。



※ 「アイヌ民族について知っている」と答えた方のみ回答

○アイヌ民族について知っていること【文化関係】（複数回答）



※「アイヌ民族について知っている」と答えた方のみ回答

クローズアップ

札幌市アイヌ文化交流センター（愛称：サッポロピリカコタン）

札幌市アイヌ文化交流センターは、平成15年（2003年）、札幌市南区小金湯に設置した体験型のアイヌ文化施設です。北の大地に先住し、独自の文化を育んできたアイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる拠点として、アイヌ語で「札幌の美しい村」を意味する《サッポロピリカコタン》の愛称で親しまれています。

館内には、およそ300点にわたるアイヌ民族の民具などを展示するほか、伝統楽器の演奏や舞踊を披露するなど、伝統文化の体験・交流イベントを開催しています。屋外には、アイヌ民族が生活していた家屋などが再現され、伝統的な儀式の場としても活用されています。



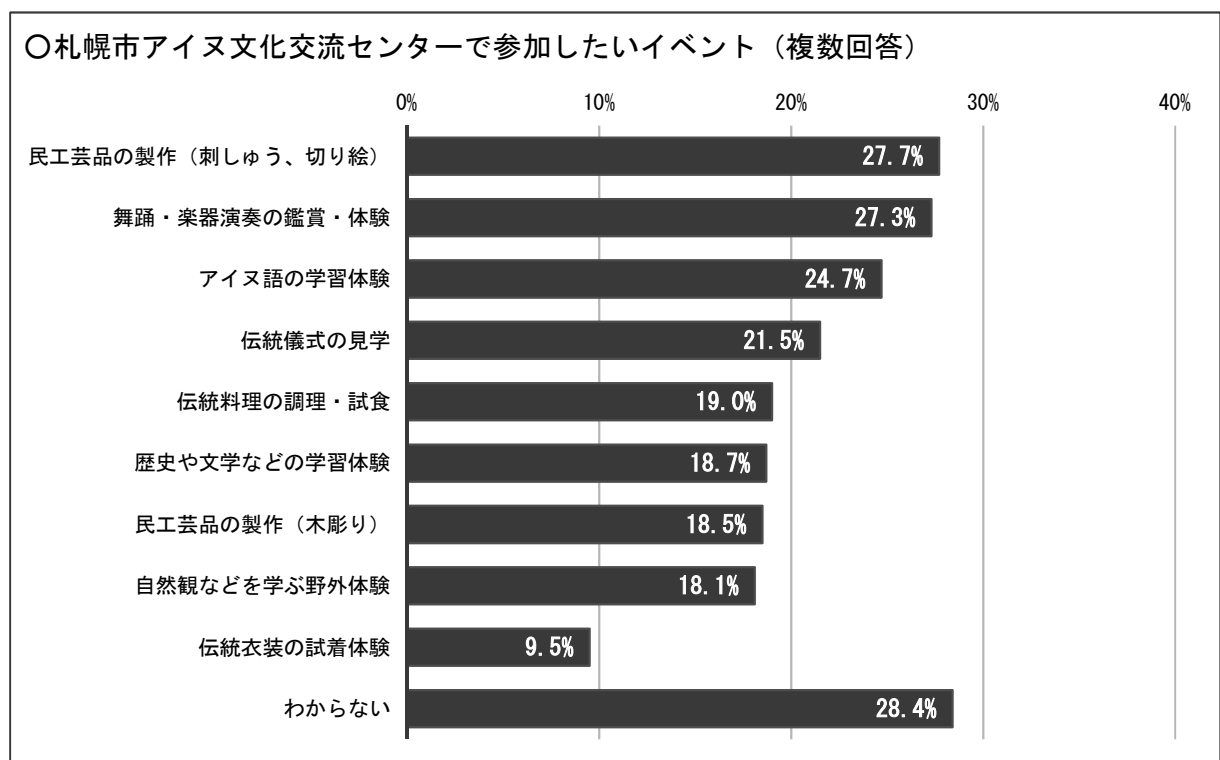
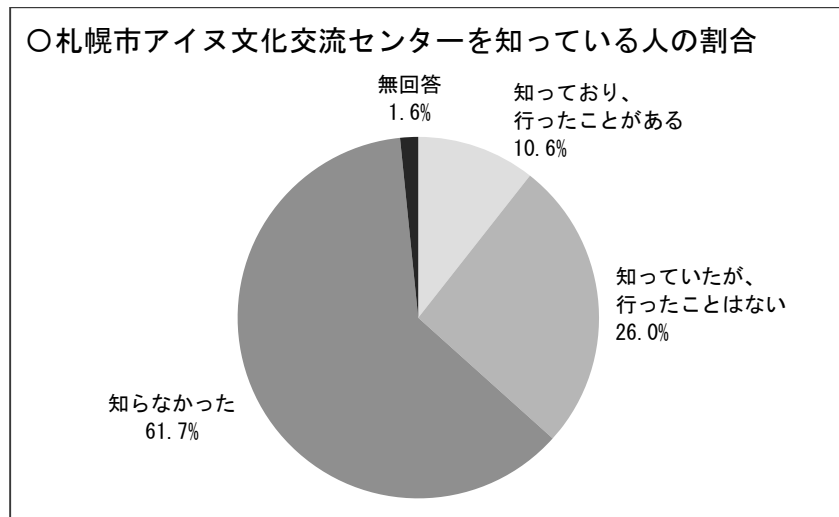
館内展示室に展示する民具など



屋外に再現した家屋

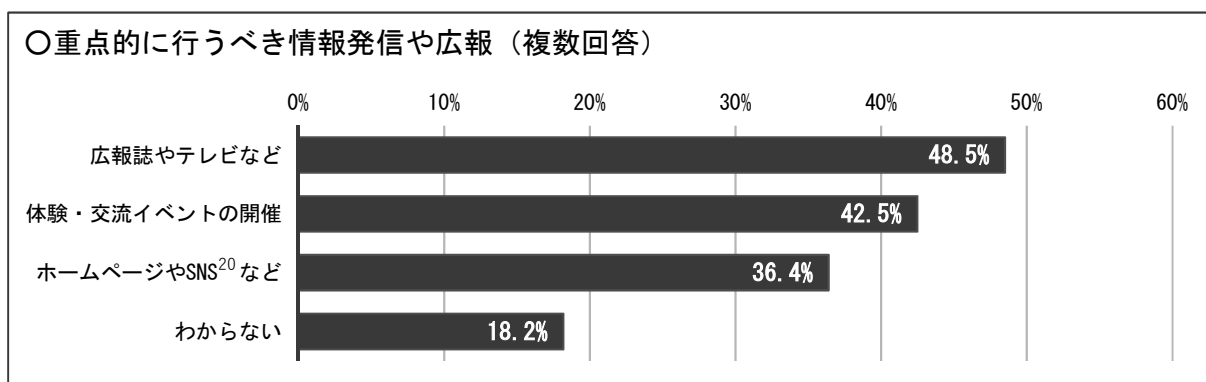
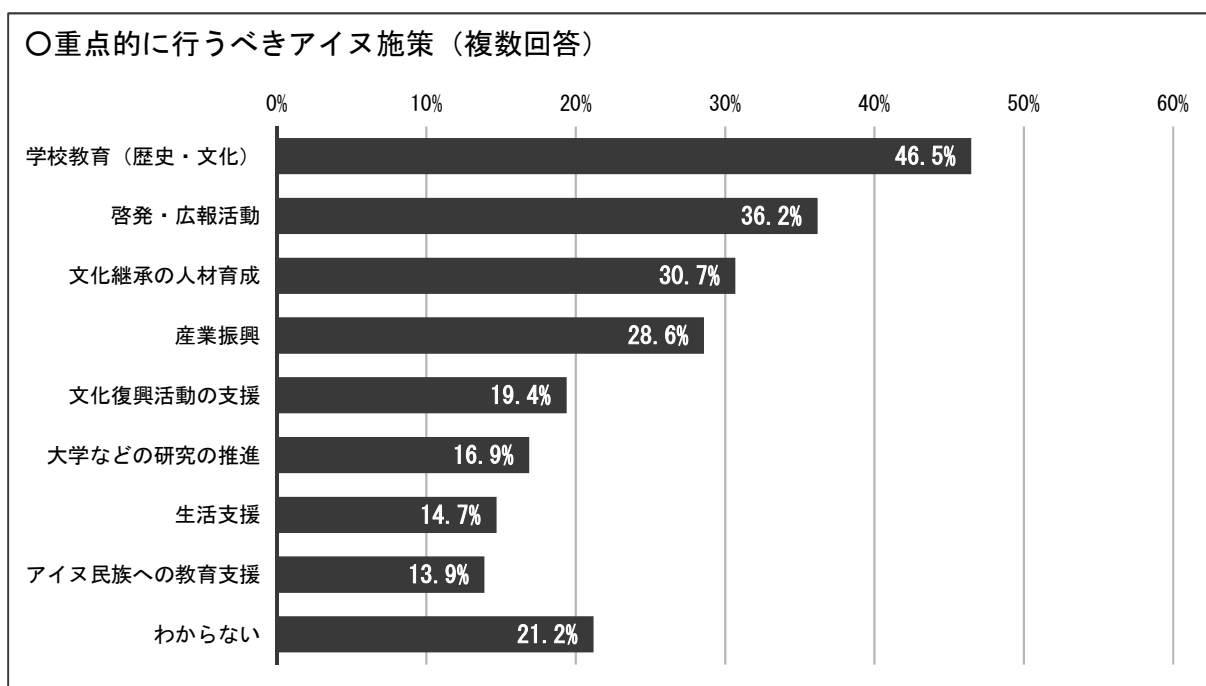
■札幌市アイヌ文化交流センターの認知度など

札幌市アイヌ文化交流センターについて、回答者のおよそ6割が、「知らなかった」と回答しました。また、同センターを知っていても、遠方であることなどの事情により、足を運ぶことが難しいとする意見もありました。同センターで開催するイベントについては、気軽にアイヌ文化に親しむことができる内容が好まれる傾向にありました。



■重点的に行うべき取組

アイヌ施策として重点的に行うべき取組については、アイヌ民族に関する理解の促進に関わる学校教育や啓発・広報活動を挙げる回答が多く、次いで、アイヌ文化振興に関わる人材育成や産業振興など、アイヌ文化関連の取組が多い結果となりました。また、情報発信や広報の手法については、多くの市民の目に触れる広報誌やテレビなどの媒体を通じた広報を挙げる回答がおおよそ5割となりました。



20 【SNS】Facebook、Twitter、Instagram などのソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。

4 課題

これまでに見た前計画の取組や意見交換会、市民意識調査の結果をまとめると、今後のアイヌ施策の展開に当たり、以下のような課題が挙げられます。

■伝統文化の継承を担う人材の育成に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画の取組	文化体験講座などの講師を勤める機会の提供などを通じ、伝統文化の担い手の育成を支援してきた。しかし、伝統文化に携わる活動を生業とすることが難しいなどの事情により、人材の育成が十分には進んでいない状況にある。
意見交換会	現在、アイヌ民族の間で、アイヌ語を始め、伝統文化を継承する機会が希少なものとなっていることや、伝統文化の実践・継承を強要されたくないとする意見があった。
市民意識調査	「アイヌ文化や伝統文化の保存・継承・振興などに取り組んでいるアイヌ民族がいること」について知っている人の割合は、回答者のおよそ6割（※）であった。また、重点的に行うべきアイヌ施策として「人材育成」を挙げた人の割合は、およそ3割で、設問中第3位であった。



課 題

アイヌ民族の中でも、伝統文化の継承に関して多様な考え方があることなどに配慮しながら、アイヌ文化の継承を担う人材の育成が必要である。

※ 市民意識調査の結果上、アイヌ民族について「知っている」と回答した人の内数としての割合を掲載しているため、「知らなかった」を選択した人も含めた回答総数から算出し直しています。

■アイヌ民族への理解の促進に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画の取組	都心部で開催される大型イベントと連携した啓発事業や、学校教育の中での学習機会の確保など、アイヌ民族に関する理解の促進に向けた取組を推進してきた。こうした取組は、一過性ではなく、継続的な実施が必要となる。
意見交換会	催事開催などに関する広報の手法について工夫が必要であることや、子どもがアイヌ文化を体験する機会を確保することなどに関する意見があった。
市民意識調査	アイヌ民族について知っている人の割合は、回答者のおよそ9割であった。また、重点的に取り組むべきアイヌ施策として、学校教育や啓発・広報活動を挙げる回答が上位であったほか、文化的側面に比べ歴史的経緯の認知度は低い傾向にあった。



課 題

アイヌ民族の歴史や伝統文化などについて、幅広く、また持続的に理解を得られるよう、啓発活動や学習機会の確保を継続的に実施していくとともに、広報の手法に関する工夫などが必要である。

■札幌市アイヌ文化交流センターの利用環境の充実に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画の取組	札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度の導入に向け、引き続き検討が必要である。
意見交換会	展示内容をわかりやすく案内する仕組みや、多様な催事の開催が必要であるとする意見があった。
市民意識調査	札幌市アイヌ文化交流センターを知らなかった人の割合は、回答者のおよそ6割であった。また、参加してみたいイベントは、「わからない」とする回答が最も多かったものの、伝統的な民芸品の製作や、伝統的な舞踊や楽器演奏の鑑賞・体験を挙げる回答が上位であった。



課 題
情報発信などによる、札幌市アイヌ文化交流センターの認知度の向上に加え、展示物の案内手法に関する工夫や、体験・交流の機会を創出するイベントの開催など、利用環境の充実に取り組んでいく必要がある。併せて、指定管理者制度の導入について、引き続き検討が必要である。

■アイヌ民芸品の販売場所の設置に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画の取組	アイヌ民芸品販売会の実績から、アイヌ文化に関する市民の関心の高さをうかがうことができた一方、アイヌ民芸品作家からは、制作した作品の販路開拓を望む声があった。
意見交換会	札幌からアイヌ文化を発信する拠点として、アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置を求める意見や、その販売場所では、アイヌ文化を正しく表現した製品を紹介することが大切であるとする意見があった。また、産業振興の観点からは、製品の量産体制を確保することも必要である一方、アイヌ民芸品作家は、アイヌ文化を正しく表現することを大切にしていることに配慮が必要である。
市民意識調査	「アイヌ民族独自の伝統的な民芸品があること」について知っている人の割合は、回答者のおよそ7割（※）であった。



課 題
市民や観光客が身近にアイヌ文化に親しむことができるよう、アイヌ民芸品が気軽に購入できる、常設的な販売場所の設置が必要である。

※ 市民意識調査の結果上、アイヌ民族について「知っている」と回答した人の内数としての割合を掲載しているため、「知らなかった」を選択した人も含めた回答総数から算出し直しています。

■アイヌ民族の交流・継承の場の確保に関すること

区 分	留意すべき事柄など
前計画 の取組	札幌市共同利用館 ^{※19} の代替施設の確保について、引き続き検討が必要である。
意見 交換会	アイヌ民族の間で、年長者から若い世代に伝統文化を伝えるための機会が希少なも のとなっている、という意見があった。
市民意識 調査	—



課 題
将来にわたってアイヌ民族の伝統文化を継承していくに当たり、幅広い世代のアイヌ民族が集い、交流や伝統文化を継承するための機会や、そのための場として札幌市共同利用館の後継施設の確保が必要である。

上記のような課題の解決に向け、本計画では、前計画で定めた施策目標の基本的な枠組みは引き継ぎながら、新たな施策目標を加え、現状に沿って計画体系の再構築を行います。そして、前計画から引き続き取り組んでいくことが求められる取組のほか、新たな取組を加え、より幅広く、また、長期的な視点を持ってアイヌ施策を推進します。



アイヌ文化体験講座で実施した刺しゅうの講座やエコツアー

※19 【札幌市共同利用館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。

第4章 基本理念と施策目標

1 基本理念

アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現

前計画では、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図ることを目的として、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する市民の理解を深め、その伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の生活環境の整備を図るため、様々な施策を推進してきました。

アイヌ施策推進法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを、その目的としています。そして、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統や多様な民族の共生、多様な文化の発展について、国民の理解を深めることを旨として、アイヌ施策の推進を図ることなどを、その基本理念としています。

さらに、同法では、その基本理念に沿ってアイヌ施策を策定し、実施することを地方公共団体の責務の一つとして規定しています。その責務を果たしていくため、本計画を策定し、本市のアイヌ施策を総合的かつ計画的に推進するための基礎を構築した上で、各施策の展開を通じ、引き続き同法の目的として示された「アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現」を図る必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念は、前計画の目的を引き継いで「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」と定め、アイヌ施策推進法の基本理念などを踏まえながら、アイヌ施策のさらなる推進に取り組みます。

2 施策目標

アイヌ施策推進法に基づき、令和元年（2019年）9月、政府はアイヌ施策の基本方針として「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」を定めました。

この基本方針は、アイヌ施策の実施に当たり、アイヌ民族が抱える課題の解決を図るためには、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、また、未来志向で施策を継続的に推進することが重要としています。

本計画では、これまでに整理した課題のほか、アイヌ施策推進法や政府が定めた基本方針などを踏まえながら、前述の基本理念の実現に向けて、次の5つの施策目標を定め、各施策を展開していきます。

(1) アイヌ文化の保存・継承・振興

アイヌ民族は、アイヌ語を始めとして、長きにわたり独自の文化を築いてきました。しかし、本計画の第2章で概観したとおり、過去の同化政策の影響などにより、アイヌ文化は存続の危機にさらされてきました。こうした背景を基に、アイヌ施策推進法は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講じるよう努めることを、地方公共団体の責務の一つとして規定しています。

現在、アイヌ民族の間で、伝統文化を継承する機会が希少なものとなっており、その文化を継承するための機会を確保し、その担い手となる人材を育成することが課題とされています。また、こうした課題に取り組むに当たっては、アイヌ民族の中でも、伝統文化の継承について多様な考え方があることに、配慮が必要となります。

これまで受け継がれてきたアイヌ文化を保存し、次の世代へ継承していくことは、アイヌ施策の基礎と言えます。本計画の基本理念の実現に向け、アイヌ民族がこれまで築いてきた伝統文化の歴史的意義と、アイヌ民族の自発的意思の双方を尊重しながら、アイヌ文化の保存や継承、さらなる振興に取り組みます。

(2) アイヌ民族に関する理解の促進

本計画の第2章では、日本が近代化する過程の中で、アイヌ民族が、和人から過酷な労働を強いられ、差別の対象とされてきた歴史を概観しました。平成20年(2008年)6月、国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、こうした歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としました。

北海道大学アイヌ・先住民研究センターが、平成20年(2008年)から4年間にわたり実施した調査結果である「北海道アイヌ民族生活実態調査報告」は、アイヌ民族への差別は、学校生活、結婚、就職・職場の場面で生じやすく、とりわけ小中学校でのいじめは、アイヌ民族の普遍的な経験となっている、としました。また、平成29年(2017年)に北海道が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」は、現在もアイヌ民族へのいわれのない差別があるということが結果に表れている、としました。

前計画では、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発活動の実施や、児童・生徒の学習機会の確保などに取り組んできましたが、前述のような状況や意見交換会の実施結果などを考慮すると、今後もこうした取組の継続的な実施が必要です。

本計画の基本理念を実現するに当たり、アイヌ民族が歴史上置かれてきた立場などについて、幅広く、持続的に理解を得ていくことが不可欠です。今後も、様々な機会を通じた啓発活動や学習機会の確保などを通じ、アイヌ民族に関する理解の促進を図ります。

(3) 体験・交流の促進

札幌市まちづくり戦略ビジョン〈ビジョン編〉は、まちづくりの7つの分野の内、「地域」分野の基本目標の一つとして、「共生と交流により人と人がつながるまち」の実現を挙げています。そして、多文化共生の意識を醸成し、様々な国籍や民族の人々が、互いの文化的な違いを認め合い、地域の一員として生活するまちの姿を実現することとしています。

本市では、こうした趣旨を実現するため、平成15年（2003年）に設置した札幌市アイヌ文化交流センターを拠点施設として、アイヌ民族の伝統文化に関する様々な体験・交流事業を実施してきました。しかし、先の市民意識調査では、回答者となった市民のおよそ6割が「（同センターを）知らなかった」と回答しました。アイヌ文化の体験・交流の拠点として、同センターのさらなる利活用に向け、情報発信や体験・交流の機会を創出するイベントの開催などに取り組んでいく必要があります。

アイヌ関連団体との意見交換会で、「アイヌ文化を体験する機会があれば、アイヌ民族に関するイメージも変わってくるのではないか」とする意見があったように、アイヌ文化の体験や交流を促進することは、多文化共生のまちづくりの基礎を成すものと言えます。

本計画の基本理念の実現に向け、札幌市アイヌ文化交流センターの魅力の創出に取り組むとともに、こうした環境を活用した体験・交流の促進を図ります。

(4) 産業等の振興

アイヌ施策推進法に基づき、政府が定めた「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」では、今後推進していくアイヌ施策の方向性として、産業振興などの視点が取り入れられました。そして、民族共生象徴空間の開業を契機として、現在、アイヌ文化は、特に産業や観光に関する観点から、これまで以上に注目を集めています。

先の意見交換会では、札幌からアイヌ文化を発信する拠点、アイヌ文化と市民や観光客を結ぶ場として、アイヌ文化を表現した作品を紹介する、アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置を期待する意見がありました。

一方、アイヌ民芸品作家は、作品の制作を通じてアイヌ民族の伝統を正しく表現するため、その品質を守ることを大切にしています。産業の観点からは、製品の安定供給のため、量産体制を確保することなども必要である一方、こうした作り手の思いに十分に配慮し、その両立の下に販売体制を構築することが必要です。

本計画の基本理念の実現に向け、こうした様々な視点を考慮した上で、産業などの観点からも、アイヌ文化の振興に取り組めます。

(5) 生活関連施策の推進

北海道は、昭和49年度（1974年度）からこれまで、4次にわたる「北海道ウタリ福祉対策」や、3次にわたる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、アイヌ

民族の社会的・経済的地位の向上を図ってきました。現在は、この第3次の方策に基づき、アイヌ民族の教育の充実や雇用の安定、生活の安定向上などに関する施策が実施されていますが、同方策は令和2年度（2020年度）をもって期間満了となり、令和3年度（2021年度）から新たな方策が開始される予定です。

本市では、アイヌ民族の生活の安定・向上のため、昭和52年（1977年）から住宅新築資金等の貸付事業を開始したほか、昭和53年（1978年）には、札幌市生活館²¹を設置するとともに、アイヌ生活相談員^{※18}を配置するなど、アイヌ民族の生活支援に取り組んできました。本計画の基本理念の実現に当たり、国や北海道による施策の展開を見極めながら、引き続きこうした生活関連施策の推進に取り組めます。

併せて、将来にわたってアイヌ民族の伝統文化を継承していくに当たり、幅広い世代のアイヌ民族が集い、伝統文化を継承するための場の確保が望まれていることから、今後は伝統文化の継承という視点も取り入れながら、生活関連施策に取り組めます。

なお、第3章で整理した課題は、以下の各施策目標の達成に向けた取組を通じ、検討や具体化を進めていきます。

第3章に掲載した課題	関連する施策目標
【課題1】 伝統文化の継承を担う人材の育成に関すること	【施策目標1】 アイヌ文化の保存・継承・振興
【課題2】 アイヌ民族への理解の促進に関すること	【施策目標2】 アイヌ民族に関する理解の促進
【課題3】 札幌市アイヌ文化交流センターの利用環境の充実に関すること	【施策目標3】 体験・交流の促進
【課題4】 アイヌ民工芸品の販売場所の設置に関すること	【施策目標4】 産業等の振興
【課題5】 アイヌ民族の交流・継承の場の確保に関すること	【施策目標5】 生活関連施策の推進

21 【札幌市生活館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。平成15年（2003年）からは、札幌市アイヌ文化交流センターを、札幌市生活館として位置付けている。

※18 【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

■本計画と「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連性

平成 27 年（2015 年）9 月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを定めました。

政府は、平成 28 年（2016 年）5 月、SDGs の実施に向けた国内の基盤整備として「SDGs 推進本部」を設置し、同年 12 月に


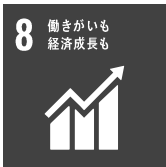

「SDGs 実施指針」を決定しました。

この指針は、地方自治体の役割の一つとして、様々な計画に SDGs の要素を反映することなど、積極的な取組により、広く SDGs を浸透させることを挙げました。

本計画では、以下の関連施策の推進を通じ、SDGs に定める目標（ゴール）の達成に寄与していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs 関連目標		関連施策（※）
	4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	施策目標 2－推進施策 2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実
	8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	施策目標 4－推進施策 1 アイヌ文化のブランド化の推進 施策目標 4－推進施策 2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進
	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	施策目標 2－推進施策 1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進 施策目標 3－推進施策 2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出

※ 関連施策として掲載した推進施策については、第 5 章で取り上げます。

第5章 具体的な取組

1 計画体系

本計画では、基本理念として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図るため、第4章のとおり5つの施策目標を定めます。そして、その施策目標の達成に向け、9つの推進施策を定めます。

《 基本理念 》

アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現

施策目標1 アイヌ文化の保存・継承・振興

推進施策1 アイヌ文化の継承と人材育成

推進施策2 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生

施策目標2 アイヌ民族に関する理解の促進

推進施策1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進

推進施策2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実

施策目標3 体験・交流の促進

推進施策1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出

推進施策2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出

施策目標4 産業等の振興

推進施策1 アイヌ文化のブランド化の推進

推進施策2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進

施策目標5 生活関連施策の推進

推進施策1 生活環境等の整備

2 各施策の具体的な取組

施策目標 1 アイヌ文化の保存・継承・振興

推進施策 1 アイヌ文化の継承と人材育成

アイヌ民族の伝統文化を将来にわたって継承していくに当たり、その継承を担う人材の育成が課題となっています。アイヌ民族が、次の世代へ、アイヌ語や伝統文化を継承するための仕組みの構築や、人材の育成に関わる活動への支援を通じ、アイヌ文化の保存や継承、さらなる振興に取り組めます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
伝統文化の担い手を育成する仕組みの検討 新規	アイヌ民族が、アイヌ語やアイヌ民芸品の制作などに関わる技術を継承し、伝統文化の担い手を育成していくための仕組みの構築に向けた検討を進めます。
交流・継承の機会の確保に関する検討 新規	アイヌ民族が、世代間での交流を通じ、アイヌ語を始めとした伝統文化に関する知識や経験を継承していくため、交流・継承を行う機会の確保に向けた検討を進めます。
民芸品などの展示場の提供	アイヌ民芸品作家の活動のきっかけとなるよう、札幌市アイヌ文化交流センターや、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」で、アイヌ民芸品の展示場を提供します。
アイヌアート・モニュメント ^{※4} の制作・展示	アイヌ民族が制作したアイヌ民芸品や、アイヌ民族と市民が共同制作したアイヌ民芸品を、市内の公共空間で展示します。
アイヌ文化の保存・継承・振興活動への支援	アイヌ文化の保存・継承・振興のため、アイヌ関連団体が実施する活動に必要な経費の一部を助成します。

※ 本計画から新たに実施する取組は、事業名の欄に **新規** と記載しています。



アイヌ民族と市民が共同制作したアイヌアート・モニュメントを、都心部に展示

※4【モニュメント】記念建造物。記念碑・記念像など。

推進施策2 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生

アイヌ民族は、自然と密接に関わりながら生活を営み、その中で独自の文化を育んできました。こうした、アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル^{※15}）の再生に関する事業の実施を通じ、アイヌ民族の伝統文化の保存や継承に取り組みます。

■具体的な取組

取組名	概要
イオルでの自然素材の育成	イオルで、アイヌ民族がアイヌ料理などに使用する、植物や穀物などの自然素材の育成に取り組みます。
自然素材を活用した体験機会の創出	植物や穀物などの自然素材を活用し、アイヌ民族の伝統文化を体験する機会を創出します。併せて、事業の実施を通じて知識や技術を継承し、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成を図ります。

クローズアップ

アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」

アイヌ文化への理解を深めるきっかけづくりや、道内のアイヌ関連施設の情報を発信する場として、平成31年（2019年）3月、地下鉄南北線さっぽろ駅構内に、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を設置しました。《ミナパ》は、「大勢が笑う」という意味のアイヌ語であり、この空間を訪れる市民や観光客に笑顔になってほしいという願いが込められています。

この空間では、アイヌ民工芸品作家が制作した作品を展示するほか、大型画面でアイヌ語を使用した時間表示や天気予報などを放映しています。空間を囲む14本の柱「カムイの大樹」は、この大型画面で表示される、道内14地域の気温と連動して色を変える仕組みになっています。また、天井には、樺太・千島や日高地方などの伝統的なアイヌ文様をモチーフとしたパネルを設置し、空間全体にアイヌ文化が感じられる雰囲気演出しています。そして、沙流川流域から出土した樹齢400～500年の埋もれ木の上に、大きなシマフクロウ《コタンコロカムイ》（アイヌ語で「村の守り神」の意。）が大きく翼を広げたオブジェ《イウォルン パセ カムイ》（アイヌ語で「その場所を見守る神様」の意。）は、貝澤徹氏の制作によるアイヌ工芸作品であり、同空間のシンボルとなっています。



ミナパに設置したシンボルオブジェ

※15【イオル】アイヌ語で「深山、狩場」の意。アイヌ民族が狩猟や採取を行う、生活の場としての空間。

施策目標 2 アイヌ民族に関する理解の促進

推進施策 1 アイヌ民族に関する啓発活動の推進

アイヌ民族の誇りが尊重され、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図る上で、アイヌ民族の歴史や伝統文化について、幅広く理解を得ることが重要です。様々な機会を通じ、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する啓発活動を行い、市民を始め、国内外の人々が理解を深めるためのきっかけづくりに取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
アイヌ関連施設などの観光プロモーション ²² 新規	札幌市アイヌ文化交流センターを始め、民族共生象徴空間と連携しながら、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、アイヌ関連施設の観光プロモーションを実施します。
大型イベントと連携した情報発信	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントと連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施します。
アイヌ文化体験講座の開催	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民芸品の制作などを体験する講座を開催します。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ^{※8} 」での情報発信	アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用し、アイヌ工芸品作家が制作した作品の展示や、札幌市アイヌ文化交流センターなどのアイヌ関連施設に関する広報を行います。
アイヌ語に関する啓発	「イランカラプテ」キャンペーン ^{※6} の推進を中心として、アイヌ語に関する啓発を行います。
生涯学習施設 ²³ との連携	生涯学習施設と連携し、アイヌ民族の歴史や伝統文化を紹介する機会の拡充に取り組みます。
「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク ²⁴ 」による連携	市内の環境関連施設と連携し、生物多様性に関する理解の促進を図るとともに、アイヌ民族の自然観などの普及啓発を図ります。
広報誌やパンフレットなどによる広報	本市の広報誌「広報さっぽろ」や本市ホームページ、パンフレットなどにより、各種イベントの開催や、札幌市アイヌ文化交流センターなどに関する広報を行います。
アイヌアート・モニュメント ^{※4} の制作・展示（再掲）	アイヌ民族が制作したアイヌ民芸品や、アイヌ民族と市民が共同制作したアイヌ民芸品を、市内の公共空間で展示します。

22 【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

※8 【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

※6 【「イランカラプテ」キャンペーン】民間企業や行政機関などの連携により、アイヌ語のあいさつ「イランカラプテ（アイヌ語で「こんにちは」の意。）」を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させる取組。

23 【生涯学習施設】図書館や博物館など、人が生涯に渡り、主体的に継続して行う学習を支える施設。

24 【生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク】生物多様性に関する市民理解の促進などを目的として、市内の環境関連施設をネットワーク化し、情報の共有や連携を通じて生物多様性保全の取組を効果的に進める仕組み。

※4 【モニュメント】記念建造物。記念碑・記念像など。

推進施策2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実

児童・生徒が、互いの個性や多様性を認め合い、尊重する姿勢を身に着ける上で、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深めることは、人間尊重の教育の視点からも重要です。こうした教育施策の一環として、児童・生徒が、アイヌ民族の歴史や伝統文化について学習する機会の確保に取り組みます。また、アイヌ民族に関する正しい認識の下に授業などが行われるよう、引き続き教職員の研修などを実施します。

■具体的な取組

事業名	事業内容
民族共生象徴空間と連携した学習の実施 新規	民族共生象徴空間を児童・生徒の学習の場として活用し、展示品の見学やアイヌ文化を体験する学習を実施します。
ゲストティーチャー ^{※9} 、アイヌ教育相談員 ^{※10} の活用	小学校や中学校で、ゲストティーチャーとして迎えたアイヌ民族や、アイヌ教育相談員により、アイヌ民族の伝統文化体験などを取り入れた授業を実施します。
伝統楽器などの教材としての活用	アイヌ民族の伝統楽器や民具 ^{※12} などを、授業の教材として活用できる環境を確保します。
小中高校生団体体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化を体験するプログラムを提供します。
小中高校生団体出前体験プログラムの提供	札幌市アイヌ文化交流センターへの来館が困難な学校に出向き、校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供します。
札幌市アイヌ文化交流センターの展示内容の充実	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の歴史や伝統文化を紹介する展示内容の充実に取り組みます。
教職員研修の実施	教職員を対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を実施します。
アイヌ民族に関する指導資料の活用	アイヌ民族の歴史などについて、指導上の基本的な考え方などをまとめた指導資料を、授業などに活用します。
市職員研修の実施	本市の新採用職員や新任課長などを対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める研修を行います。

※9 【ゲストティーチャー】指導者として特別に学校に招いた地域の市民など。

※10 【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。

※12 【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

施策目標 3 体験・交流の促進

推進施策 1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出

札幌市アイヌ文化交流センターは、アイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる拠点として、民具^{※12}や家屋（チセ²⁵）などを展示するほか、様々な体験交流イベントを開催しています。今後も、多くの市民や観光客に親しまれるよう、展示内容の充実や利便性の向上など、同センターのさらなる魅力の創出や、情報発信などに取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
文化体験コーナーの設置 新規	アイヌ民族が講師となり、アイヌ民工芸品の制作を行う体験コーナーを設置します。
札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備 新規	札幌市アイヌ文化交流センターの中庭を改修し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する展示コーナーを設置します。
映像コンテンツ ²⁶ の制作 新規	アイヌ民族の伝統文化を紹介する映像コンテンツを制作し、活用を図ります。
音声案内システムの設置 新規	札幌市アイヌ文化交流センター内に、来館者を音声で案内するシステムを設置します。
アイヌ関連施設などの観光プロモーション ^{※22} 新規 (再掲)	札幌市アイヌ文化交流センターを始め、民族共生象徴空間と連携しながら、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、アイヌ関連施設の観光プロモーションを実施します。
老朽化した展示物の更新	老朽化した家屋（チセ）などの更新により、展示物の安全性の確保や魅力の向上を図ります。
指定管理者制度 ^{※16} 導入に関する検討	札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度導入に向け、運営形態のあり方などを引き続き検討します。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ^{※8} 」での情報発信 (再掲)	アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用し、アイヌ工芸品作家が制作した作品の展示や、札幌市アイヌ文化交流センターなどのアイヌ関連施設に関する広報を行います。
広報誌やパンフレットなどによる広報 (再掲)	本市の広報誌「広報さっぽろ」や本市ホームページ、パンフレットなどにより、各種イベントの開催や、札幌市アイヌ文化交流センターなどに関する広報を行います。

※12【民具】日常生活に使用する用具の総称。衣服や装身具、狩猟用具、儀礼の道具など。

25【チセ】アイヌ語で「家」の意。

26【コンテンツ】データ形式で提供される画像や動画、音声などの情報の内容。

※22【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

※16【指定管理者制度】公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る制度。

※8【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

推進施策2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出

市民や国内外の人々が、アイヌ民族に関する理解を深めるきっかけをつくるため、これまで、その伝統文化に関する様々な体験や交流の機会を創出してきました。この体験や交流が、より身近で参加しやすいものとなり、また様々な場面を通して提供できるよう、引き続きその機会の創出に取り組めます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
体験・交流イベントの開催	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の舞踊やアイヌ民 工芸品の制作などを体験する、様々な体験・交流イベントを開催 します。
伝統儀式の開催に合わせた 交流機会の創出	札幌市アイヌ文化交流センターで、アイヌ民族の伝統儀式「コタ ンノミ ²⁷ 」の開催に合わせ、一般参加形式で輪踊りを実施します。
自然素材を活用した 体験機会の創出（再掲）	植物や穀物などの自然素材を活用し、アイヌ民族の伝統文化を体 験する機会を創出します。併せて、事業の実施を通じて知識や技 術を継承し、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成を図 ります。
大型イベントと連携した 情報発信（再掲）	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベント と連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施 します。
アイヌ文化体験講座の開催 （再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ民工芸品の制作な どを体験する講座を開催します。
小中高校生団体体験 プログラムの提供（再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターで、小学生から高校生までを対象 として、展示品の解説のほか、アイヌ民族の伝統文化を体験する プログラムを提供します。
小中高校生団体出前体験 プログラムの提供（再掲）	札幌市アイヌ文化交流センターへの来館が困難な学校に出向き、 校内でアイヌ民族の文化体験を行うためのプログラムを提供し ます。

27 【コタンノミ】アイヌ語で《コタン》は「集落・村」、《ノミ》は「祈る」の意。家と村の無事を祈る儀式。

施策目標 4 産業等の振興

推進施策 1 アイヌ文化のブランド化の推進

アイヌ民族が築いてきた伝統文化は、木彫りや刺しゅうなど、様々な形でその独自性を表現しています。多くの市民や観光客が、アイヌ文化の魅力に触れ、また、産業の観点からもアイヌ文化の振興を図るため、アイヌ民工芸品の販売機会を確保するとともに、そのブランド^{※17}化の推進に取り組みます。

■具体的な取組

事業名	事業内容
アイヌ民工芸品の販売機会の確保 新規	札幌駅前通地下歩行空間などで、アイヌ民工芸品の販売会を開催します。また、都心部に、アイヌ民工芸品の常設的な販売場所を設置します。
アイヌ民工芸品のブランド化	アイヌ民工芸品について、ニーズに合わせた商品開発、販路拡大や情報発信などのプロモーション ^{※22} を通じ、製品として、さらなる価値の向上を図ります。



札幌駅前通地下歩行空間でのアイヌ民工芸品販売会

※17【ブランド】提供される商品・サービスについて、他の商品・サービスと区別するために用いられる特徴。

※22【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

推進施策2 アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進

民族共生象徴空間の開業を契機として、アイヌ文化は、観光分野でも国内外から注目を集めています。観光関連団体などと連携しながら、札幌市アイヌ文化交流センターや民族共生象徴空間の活用を促進し、市民や国内外の人々が、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深めるきっかけをつくるため、観光プロモーション^{※22}を推進します。

■具体的な取組

事業名	事業内容
アイヌ関連施設などの観光プロモーション 新規 (再掲)	札幌市アイヌ文化交流センターを始め、民族共生象徴空間と連携しながら、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、アイヌ関連施設の観光プロモーションを実施します。
「シーニックバイウェイ北海道 ^{※7} 」との連携	「札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルート」の構成団体として、エリア内の様々な観光施設と連携しながら、札幌市アイヌ文化交流センターの利用促進を図ります。
大型イベントと連携した情報発信 (再掲)	「さっぽろ夏まつり」など、多くの市民や観光客が集うイベントと連携し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する情報発信事業を実施します。
アイヌ文化を発信する空間「ミナパ ^{※8} 」での情報発信 (再掲)	アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を活用し、アイヌ工芸品作家が制作した作品の展示や、札幌市アイヌ文化交流センターなどのアイヌ関連施設に関する広報を行います。



アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」

※22【プロモーション】販売促進などのために行う宣伝活動。

※7【シーニックバイウェイ北海道】地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら、個性豊かな地域や美しい環境づくりを目指す取組。

※8【ミナパ】アイヌ語で「大勢が笑う」の意。

施策目標 5 生活関連施策の推進

推進施策 1 生活環境等の整備

本市では、アイヌ民族の生活の安定・向上のため、これまで住宅新築資金等の貸付や、アイヌ生活相談員^{※18}・アイヌ教育相談員^{※10}の配置などの生活関連施策を行ってきました。これまでの取組に、今後は文化の継承という視点も取り入れながら、生活環境の整備に向けた取組を行います。

■具体的な取組

事業名	事業内容
住宅新築資金等の貸付	アイヌ民族が住宅を新築・改築するために必要な資金の貸付を行います。
アイヌ生活相談員の配置	アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族からの各種生活相談に応じるため、アイヌ生活相談員を配置します。
アイヌ教育相談員の配置	アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の児童・生徒、または保護者からの教育相談に応じるとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化の普及啓発を行うため、アイヌ教育相談員を配置します。
アイヌ民族の児童・生徒への学習支援	夏季・冬季の長期休業期間に合わせ、アイヌ民族の児童・生徒を対象とした学習支援や、アイヌ文化の継承の支援を行います。
交流・継承の場の確保に関する検討	アイヌ民族が、世代間での交流を通じ、アイヌ語を始めとした伝統文化に関する知識や経験を継承していくため、交流・継承を行う場として、札幌市共同利用館 ^{※19} の後継施設の確保に向けた検討を引き続き進めます。

※18【アイヌ生活相談員】アイヌ民族の生活実態の把握や、アイヌ民族の各種生活相談業務を行う職員。

※10【アイヌ教育相談員】アイヌ民族の児童・生徒の教育実態の把握や、アイヌ民族の教育相談業務などを行う職員。

※19【札幌市共同利用館】市民の生活文化の向上や社会福祉の増進を目的として、アイヌ民族からの生活上の各種相談対応などを行う施設。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

名称	概要
札幌市アイヌ施策推進委員会	本市のアイヌ施策に関する審議を行う附属機関として、各施策の進捗状況に関する検証などを行います。
国・北海道	アイヌ施策推進法に基づく施策を円滑に実施していくため、国と緊密に連携します。また、北海道が策定する方策なども十分に踏まえ、必要な連携を図ります。
アイヌ関係団体など	アイヌ施策の推進に当たり、アイヌ関連団体との意見交換の場を設けるなど、アイヌ民族の意見を反映するための機会を確保しながら、施策の充実に取り組みます。
関係部局	教育や文化など、様々な分野にわたる施策の推進を図るため、各施策を担う関係部局と緊密に連携します。

2 計画の進行管理

本計画の進行を管理するため、札幌市アイヌ施策推進委員会で、計画期間内の年度終了ごとに、施策の進捗状況などの検証を行います。そして、その検証結果を踏まえ、次年度以降の施策のさらなる充実に取り組みます。

また、本計画の計画期間となる令和12年度（2030年度）までの間、国・北海道の施策や社会環境などの変化、アイヌ関連団体との意見交換を踏まえ、施策の再点検などが必要となる場合は、札幌市アイヌ施策推進委員会の意見を十分に考慮し、必要な措置を講じます。

なお、アイヌ政策推進交付金を活用した取組については、同交付金制度の動向を踏まえ、適宜見直しを行います。



札幌市アイヌ文化交流センターでのイベントで披露する舞踊や伝統楽器の演奏

3 指標

本計画の実施状況を検証・評価し、施策のさらなる充実につなげるため、各施策目標に以下のとおり指標を定めます。

施策目標	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
1	「個人や団体としてアイヌ語や伝統文化の保存・継承・振興などに取り組んでいるアイヌ民族がいること」について知っている人の割合（※）	63.5%	80.0%
	伝統文化の担い手育成の仕組みの構築	—	構築
2	アイヌ民族について知っている人の割合	89.1%	100.0%
3	札幌市アイヌ文化交流センターについて知っている人の割合	36.6%	60.0%
4	「アイヌ民族独自の伝統的な民芸品があること」について知っている人の割合（※）	73.0%	80.0%
	アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置	—	設置
5	交流・継承の場の確保	—	確保

※ アイヌ民族について「知らなかった」を選択した人も含めた回答総数から、現状値を再計算しています。

また、「札幌市アイヌ施策実施プラン（アイヌ施策推進地域計画）」では、計画期間となる令和5年度に向け、以下の指標を設定しています（令和6年度以降は、次期プランで新たに指標を設定予定）。同プランで設定する指標も、本計画の取組の検証・評価に使用します。

■札幌市アイヌ施策実施プランの指標（参考）

指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
アイヌ文化体験講座年間参加者数	180人	300人
小中高校生団体体験プログラム・出前体験プログラム年間参加校数	90校	130校
民族共生象徴空間バスツアー年間参加者数	—	1,000人
札幌市アイヌ文化交流センター年間来館者数	58,241人	62,000人
体験交流事業年間参加者数	103人	150人
アイヌ民芸品販売会年間購買者数	—	1,000人

資料 1 札幌市アイヌ施策推進委員会

1 札幌市アイヌ施策推進委員会の概要

「札幌市附属機関設置条例」に基づく附属機関として、本市のアイヌ施策の実施状況などについて審議を行うため、札幌市アイヌ施策推進委員会を設置しています。

委員は、アイヌ民族関係者、人権擁護関係者、教育関係者、公募による市民などで構成され、任期は3年としています。

2 委員名簿

◎:委員長

氏名	所属など
阿部 一司	札幌アイヌ協会 会長
飯田 昇	公募
貝澤 文俊	札幌アイヌ協会 事務局長
北 由美子	公募
栗原 史 (令和2年10月29日付委嘱)	サッポロビール株式会社 北海道本社北海道戦略営業部参事 サッポロビール博物館館長
小樋山 規之 (令和2年8月31日付退任)	サッポロビール株式会社 北海道本社副代表
多原 良子	札幌アイヌ協会 副会長
永宮 慎也	札幌市立南郷小学校 校長
本田 優子	札幌大学 地域共創学群教授
◎ 松久 三四彦	北海学園大学 法科大学院法務研究科長・弁護士
八代 眞由美	札幌人権擁護委員協議会会長・弁護士

(敬称略、五十音順)

3 本計画の審議経過

実施回		開催時期	審議事項
令和元年度	第2回	令和元年10月4日	・前計画の振り返り
	第3回	令和2年1月20日	・計画の構成（名称、期間、体系など）
	第4回	令和2年3月26日	・前回の審議を踏まえた修正事項 ・計画の構成（体系など）
令和2年度	第1回	令和2年5月25日	・前回の審議を踏まえた修正事項 ・計画の趣旨や課題など
	第2回	令和2年7月13日	・前回の審議を踏まえた修正事項 ・具体的な取組など
	第3回	令和2年9月25日	・前回の審議を踏まえた修正事項 ・計画素案全体の確認
	第4回	令和3年2月予定	・計画の最終確認

資料 2 意見交換会の実施結果

本計画の策定に先立ち、アイヌ文化の保存・継承・振興などに関わるアイヌ関連団体と、意見交換会を行いました。

1 実施概要

団体名	活動概要	開催日・参加人数
札幌大学 ウレシパ ²⁸ クラブ	アイヌ文化に関する学習会や、学内外にアイヌ文化を発信する活動を行っている。	開催日：令和2年7月6日（月） 参加人数：6人
札幌アイヌ協会	先住民族の権利回復運動を始め、アイヌ文化関連イベント開催などの活動を行っている。	開催日：令和2年8月17日（月） 参加人数：13人
その他活動団体など	アイヌ文化に関する活動や、伝統儀式の継承などを行っている。	開催日：令和2年6月30日（火） ～令和2年7月7日（火） 参加人数：各1人（3団体）

2 意見の概要

■アイヌ文化の保存・継承・振興に関する意見

区分	意見
アイヌ語の継承について	アイヌ民族の年長者と言っても、必ずしもアイヌ語が話せる訳ではない。年を重ねてから、習い覚える事例もある。
	祖父母の世代でも、既にアイヌ語を伝承する習慣はなく、自分も、日本語もアイヌ語もうまくできない中途半端な状態だった。
	アイヌ語を話せる人が少なくなっている。子どもの頃から聞き覚えてきた経験があれば別として、活字に書き起こした状態で学んでも、アイヌ語の細かいニュアンスまで理解することは難しい。
エカシ ²⁹ ・フチ ³⁰ との関わりについて	子どもの頃から、エカシ・フチや両親から教わってきた経験が基になり、長い時間が経った今でも、アイヌ民族の伝統的な習慣が身に着いている。
	現在、エカシ・フチから学ぶという文化がなくなってしまった。若い世代が、エカシ・フチから伝統文化を学ぶための環境が必要。
	札幌に移り住み、何十年もアイヌ文化から離れて生活していても、昔の経験を覚えている年長者は多い。そういうものを役立て、伝えていけるような方法があればと思う。

28 【ウレシパ】アイヌ語で「育て合う」の意。

29 【エカシ】アイヌ語で「おじいさん、祖父」の意。

30 【フチ】アイヌ語で「おばあさん、祖母」の意。

文化継承の手法について	植物が生えている場所の探し方や、採取したものの使い方など、山を歩いて実際に体験することが大事。
	学校のような形式でできれば、文化の継承もできるかもしれないが、何かと難しさはある。
	以前、木彫りや刺しゅうなどの機動職業訓練を受け、そこからアーティストとしての活動を始めた人もいる。こうしたやり方を再開させ、可能であれば作品の販売も含めた流れができればいいと思う。
	一般向けの文化体験事業は様々あるが、アイヌ民族間での伝統文化の継承のために行われている取組もあればいいと思う。
	アイヌ民族に関する情報発信を行うような、メディアに関わる分野など、現代的な観点からの人材の育成も必要ではないかと思う。
文化継承の現状について	アイヌ民族が、自然と共に生きる上で培ってきた知恵はたくさんあるが、今アイヌの若者たちは、こういうことを全く知らない状態になっている。
	現在言われている「アイヌ文化」というものは、先祖が実践していた本来のアイヌ文化の体現にはなっていないと思う。アイヌ民族自身も、基本から学び直していかなければ、文化の姿も徐々に変わってってしまう。
	アイヌ文化を継承していきたいという思いがあっても、生活を優先せざるを得ない状況にある。
	今では、木彫りに関して若い世代のアイヌを育てる環境がなくなってしまった。
	家族に伝統文化を教えることもあるが、若い世代は、アイヌのこととなると逃げてしまう。
	若いアイヌ民族が、どれだけアイヌのことに興味を持てるか、どれだけ熱意を持ってアイヌ文化に関わろうと思えるかが重要。
文化継承に関する思いについて	「アイヌ民族だから舞踊をやってほしい」と言われるなど、アイヌ文化の実践を強要されたりすることを不快に思う。
	「アイヌ民族だから絶対に木彫りを継承しなければいけない」など、外部から文化の継承を押し付けるのはお門違いだと思う。
	アイヌ文化が衰退することは不本意だが、アイヌ民族に文化の継承を強要することも、アイヌ民族でない人に理解を強要することも、よく思わない。

■アイヌ民族に関する理解の促進に関する意見

区 分	意 見
情報発信の場について	札幌駅前通地下歩行空間は、人通りが多く、何か催しがあると、関心がない人でも気軽に立ち寄ることができるため、同空間にアイヌ文化の情報が発信できる場があればいいと思う。
	札幌駅前通地下歩行空間では、アイヌ文様を配したタペストリーが展示されており、また、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」では、アイヌ民工芸品作家の作品が展示されている。多くの人の目に触れる場所で、アイヌ文化に関する情報を発信する取組はいいと思う。
アイヌ語などの表記について	海外の先住民族に関する取組のように、道路標識や公共施設の看板など、目に付くところにアイヌ語があればいいと思う。
	看板への併記やガイドブックなど、アイヌ語の地名の由来が理解できるような仕組みがあればいいと思う。
アイヌ文化と生活空間との調和について	生活空間の中に、アイヌ文化が自然と溶け込んでいるような環境になればいいと思う。
	アイヌ文化について、積極的に知ろうとする機会を確保するよりも、生活の中で自然にアイヌ文化に触れられる環境があれば、関心のない人でも目を向ける機会が得られると思う。
	アイヌ文化を全面的に押し出すやり方では、難しいイメージを持つ人もいるかも知れず、自然とアイヌ文化に触れられる程度のアピールがちょうどいいのだと思う。
広報について	アイヌ語を教えている講座などに関する情報を受け取れていないアイヌ民族の若者は多い。まずは、そういうことを知ってもらい、関わりを持ってもらうことが大事。
	アイヌ文化のことを知りさえすれば、魅力を感じる人も多いと思うが、情報を得られる機会があまりないように思う。
	アイヌ関連イベントの情報は、意識的に探そうとしなければ見つかりにくい状況にあるが、イベント自体は面白みもあり、多くの人に情報が行き渡ればいいと思う。
	学生は、市役所などに足を運ぶ機会がほとんどない。興味を持つかはさておき、学校など、身近な場所にイベントなどの情報があればいいと思う。
関連作品との連携について	アイヌ文化を題材にした漫画など、影響力の大きいものを活用した情報発信は、若い世代には有効な手法だと思う。
	アイヌ民族を題材とした漫画が好きな人は、多少値が張ってもキャラクターグッズなどを購入しており、そうしたものと関連付けてアピールできればいいと思う。

子どもに向けた取組について	アイヌ民族の子どもたちを対象として、アイヌ語だけで会話をするような空間を作る取組をしてみてもどうか。
	白老町のように、札幌市でも、学校生活の中でアイヌ文化を体験・交流する機会が充実していけばいいと思う。
	アイヌ文化を体験するキャンプなど、楽しみながらアイヌ文化を学べるイベントがあればいいと思う。楽しい経験は、家族にも話したくなるし、成長するにつれ、内容に関する記憶は薄れても、楽しかったという記憶は残る。

■体験・交流の促進に関する意見

区 分	意 見
札幌市アイヌ文化交流センターについて	札幌で暮らし、アイヌ文化に関わってきた立場としては、札幌市アイヌ文化交流センターがもっと充実した施設になればいいと思う。
	コンセプトごとに展示を区別したり、どのように展示品を見たらいいかを示すような案内を充実させてほしい。
	大々的なイベントではなくても、定期的なアイヌ料理の出店などがあれば、人も集まるのではないかなと思う。
	周辺に子どもが楽しめるような空間があると、人が集まりやすくなるのではないかなと思う。
	屋外に、舞踊を披露したりできる舞台が設置されるといいと思う。屋外で見せることが大事。
	遠くて足を運びにくいので、身近な場所にアイヌ関連の拠点があればいいと思う。

■産業等の振興に関する意見

区 分	意 見
アイヌ民工芸品のブランド化について	海外からの観光客などに、アイヌ民工芸品を紹介する上で、商品として出品できる品質を確保することが大切。
	今、“アイヌ”というだけで何でも売れてしまう状況が見受けられるが、アイヌ文化を正しく表現していないものもあり、そういうことについて、個人的にはあまりよく思っていない。
	アフリカの民族の文様を配したTシャツを販売し、売上の一部が現地の子どもの活動に寄付される取組がある。アイヌ文様も、そうした活用をすることで、若い世代でも関心を持てると思う。
	知的財産権の管理がしっかりとされなければ、品質が確かな作品を制作しても、数か月後には模造品が売られてしまう。

アイヌ民工芸品の販売場所について	大通駅構内のような、観光客が多数立ち寄る場所に、アイヌ文化を発信できるような販売場所があればいいと思う。アイヌ民工芸品に関する人材を育成する上でも、そうした拠点が必要。
	札幌からアイヌ文化を発信するための拠点として、アイヌ民工芸品の販売場所を設置するのであれば、ここであれば確かな品質の作品を購入できる、という場所にしなければならない。
	全道のアイヌ民族の工芸作家がそこを目指し、工芸作家の生きる道となるような、レベルの高い販売場所が札幌市にできればと思う。
	アイヌ民工芸品の常設販売もいいが、小規模でも、若い人材の感性を活かしながら、アイヌ文化に理解のあるカフェなどの空間を活用した販売方法もあると思う。

■生活関連施策に関する意見

区 分	意 見
生活関連施策全般について	アイヌ施策として一番大事なことは、子どもの教育やお年寄りの医療や介護に関すること。
相談員について	身近なところに生活・教育の相談員がいれば、相談もしやすくなる。

■その他自由意見

区 分	意 見
アイヌ施策全般について	札幌で行う事業には、札幌のアイヌ民族が関わっていくことが大切。
	アイヌ民族として、自分たちでできることは自分たちで進め、不足があるような部分に関して行政と相談しながら対処していくことができれば、それが一番いい形になると思う。
	民族共生象徴空間が開業したが、札幌にも活用できる拠点や資源があり、宿泊場所が近い利点も活かしながら、色々なことができると思う。
	アイヌ文化と言えば特別視されがちだが、アイヌ民族としては当然のことであり、文化の違いによらず、互いを尊重できるまちになればいいと思う。
	アイヌ文化を体験できる事業に参加する機会ができれば、アイヌ民族に関するイメージも変わってくるのではないかと思う。
	時間を止めたところでアイヌ文化を見せるのではなく、現代的な手法を使いながら、伝統を活かしていくようなことにも目を向けることが必要。
	透明性を確保していかなければ、色々な勘違いが生まれたり、潜在的に存在するアイヌ民族の参加も得にくい。
	アイヌ施策について考える場所に、長期的に業務に携わる専門職員が必要だと思う。

自身の経験について	<p>子どもの頃に、歌や舞踊など、アイヌ文化に触れた経験があれば、一時そうしたものから離れる時期があったとしても、身に着いて残り、自負も持てる。アイヌ文化に触れずに大人になっても、アイヌ民族としての誇りは持てないと思う。</p> <p>自分の親もアイヌ文化と関わりがなく、アイヌ文化を学ぶ場などに関する情報を得る機会もなかったため、これまでアイヌ文化とのつながりは希薄だった。</p> <p>研修など、アイヌ民族の歴史に関する講話の依頼を受ける機会があるが、歴史については語りたくない人もいると思う。</p> <p>中学校では、「アイヌ民族」という理由でいじめがあり、学校に行けなくなった反面、両親からアイヌ民族の知識や経験をたくさん学ぶことができた。</p>
意見交換について	アイヌ施策に取り組む上で、意見交換の機会を定期的に設けるなど、アイヌ民族と共に考えてほしい。

資料3 市民意識調査の実施結果

本市では、各種施策などの周知度や要望を把握し、施策推進の参考とするため、無作為に選ばれた18歳以上の市民を対象として、市政に関するアンケート調査「市民意識調査」を実施しています。

令和2年度第1回市民意識調査では、本市のアイヌ施策を調査テーマの一つとして調査を実施しました。

1 令和2年度第1回市民意識調査の概要

調査テーマ	札幌市のアイヌ施策について（※）
調査対象など	調査対象：無作為に選ばれた18歳以上の市民5,000人 調査期間：令和2年（2020年）6月26日（金）～7月10日（金） 調査方法：調査票を郵送し、返信用封筒により回答
回収数など	発送数：5,000通 回収数：2,933通（回収率：58.7%）

※ 令和2年度第1回市民意識調査では、同時調査項目として、ほかに「動物園の必要性と役割について」、「自然と生物多様性について」、「札幌の農業について」の3項目についても調査を実施しました。調査全体の結果は、本市ホームページをご覧ください。

【掲載ページアドレス】<http://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/sakusei/r0201anke.html>

■調査対象者の年齢

選択肢	構成比
29歳以下	8.9%
30～39歳	10.9%
40～49歳	16.4%
50～59歳	17.7%
60～69歳	19.1%
70歳以上	26.3%
無回答	0.6%

■調査対象者の職業

選択肢	構成比
会社役員	2.6%
会社員	26.6%
公務員	4.2%
自営業	4.6%
パート・アルバイト	13.7%
主婦・主夫	20.9%
学生	2.9%
無職	20.0%
その他	3.4%
無回答	1.1%

2 調査結果

■問1 あなたは、アイヌ民族について知っていますか。

選択肢	構成比
知っている（自身がアイヌ民族である場合を含む）	89.1%
知らない	7.4%
無回答	3.5%

■問1-1 あなたは、アイヌ民族についてどのようなことを知っていますか（複数回答）。

※問1で「知っている」と答えた方のみ回答。

選択肢	構成比
アイヌ民族が先住民族であるということ	94.7%
アイヌ民族が独自の伝統的文化を形成してきたこと	88.7%
明治時代以降、多くのアイヌ民族が非常に貧しく独自の文化を制限された生活を余儀なくされたこと	58.3%
中世以降、和人（日本の多数民族。大和民族とも呼ばれる）との間に交流や争いなどがあったこと	51.9%
現代では、他の多くの日本人と変わらない生活様式で生活しており、全国各地で暮らしていること	69.0%
個人や団体としてアイヌ語や伝統文化の保存、継承、振興などに取り組んでいるアイヌ民族がいること	71.3%
その他	2.4%
無回答	0.2%

■問1-2 あなたは、アイヌ文化についてどのようなことを知っていますか（複数回答）。

※問1で「知っている」と答えた方のみ回答

選択肢	構成比
衣服や服飾品を彩る独特なアイヌ文様があること	94.6%
アイヌ語という独自の言語があること	93.5%
盆や衣服などアイヌ民族独自の伝統的な民芸品・工芸品があること	81.9%
伝統的な歌や踊りがあること	87.1%
豊かな表現で語り伝えてきた口承文芸・民話があること	59.2%
アイヌ民族独自の民族楽器があること	74.1%
アイヌ民族独自の信仰・儀式があること	67.9%
アイヌ民族独自の伝統的な家屋があること	54.8%
その他	2.3%
無回答	0.6%

■問2-1 あなたは、札幌市アイヌ文化交流センターを知っていましたか。

選択肢	構成比
知っており、行ったことがある	10.6%
知っていたが、行ったことはない	26.0%
知らなかった	61.7%
無回答	1.6%

■問2-2 あなたは、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、どのようなイベントなら参加してみたいと思いますか（複数回答）。

選択肢	構成比
アイヌ民族の伝統的な舞踊や楽器演奏の鑑賞や体験	27.3%
アイヌ民族の伝統的な儀式の見学	21.5%
アイヌ民族の伝統的な民芸品・工芸品の製作（アイヌ文様の刺しゅう・切り絵体験）	27.7%
アイヌ民族の伝統的な民芸品・工芸品の製作（木彫り体験）	18.5%
アイヌ民族の伝統的な料理の調理・試食体験	19.0%
アイヌ民族の伝統的な衣装の試着体験	9.5%
アイヌ語やアイヌ語に由来する地名の説明など学習体験	24.7%
アイヌ民族の歴史や文学などの学習体験	18.7%
アイヌ民族の自然観や動植物についての知識を学ぶ野外体験	18.1%
その他	4.0%
わからない	28.4%
無回答	5.7%

■問3 あなたは、アイヌ民族に関する施策のうち、どのような取り組みを重点的に行うべきだと思いますか（複数回答）。

選択肢	構成比
アイヌ民族への理解を深めるための啓発・広報活動	36.2%
アイヌ民族の歴史・文化の知識を深めるための学校教育	46.5%
アイヌ民族への職業訓練の充実や雇用の確保などの生活支援	14.7%
アイヌ民族への教育の充実・支援	13.9%
アイヌ文化継承のための人材育成	30.7%
アイヌ文化復興のための活動への支援	19.4%
アイヌ民芸品・工芸品のブランド化などの産業振興	28.6%
大学などの研究機関におけるアイヌ民族の歴史や文化に関する研究の推進	16.9%
その他	3.9%
わからない	21.2%
無回答	4.7%

■問4 あなたは、アイヌ民族について市民に知っていただくために、どのような取り組みを重点的に行うべきであると考えますか（複数回答）。

選択肢	構成比
札幌市公式ホームページやSNS※20などインターネットによる広報活動	36.4%
広報さっぽろやテレビ・ラジオなどによる広報活動	48.5%
アイヌ民族の伝統的楽器・衣服・食事などの体験や交流イベントの開催	42.5%
その他	5.9%
わからない	18.2%
無回答	4.1%

※20 【SNS】Facebook、Twitter、Instagramなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。

